

「いわていきいきプラン 2020」(仮称)

〈素案〉

平成 29 年 11 月

岩手県保健福祉部長寿社会課

1 計画策定の趣旨

- 県では、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、県高齢者福祉計画及び県介護保険事業支援計画を一体的なものとして策定し、「健康安心、福祉社会」の実現に取り組んできました。
- 介護保険事業支援計画は、介護保険法の規定により、3年を1期とした計画を策定することとされています。また、高齢者福祉計画は、介護保険事業支援計画と整合性をもって見直しすることが求められていることから、新たに「いわていきいきプラン2020」として策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる社会の構築に向け取り組んでいくものです。
- 今回の計画は、地域共生社会の実現に向けて、ソーシャルインクルージョン（共に支え合う）の観点に立ち、本県の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築・深化・推進を目標とし、平成29年度の介護保険制度改正を踏まえ、平成37（2025）年を見据え中長期的な視野に立った施策展開を図るものとします。
- 今回の計画策定に当たっては、東日本大震災津波からの復興に向けた取組と市町村における新たなまちづくりに向け、岩手県東日本大震災津波復興計画等を踏まえた計画として策定します。

2 計画の性格

- 本計画では、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体のものとして策定しており、本県の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。
- いわて県民計画、岩手県保健医療計画、岩手県地域福祉支援計画、岩手県東日本大震災津波復興計画等の各種計画との整合と調和を図りながら、高齢者の福祉・介護施策を総合的に推進する計画です。

3 計画期間

- 平成30年度から平成32年度までの3か年計画です。

4 計画の点検、評価等

- 計画の推進に当たっては、毎年度、県及び市町村計画の計画目標の達成状況を点検し、実施状況を分析・評価のうえ、効果的な施策の推進を図ります。
- 今後の制度改正の動向や社会情勢の変化等により、市町村計画等との関連において、介護保険対象サービス見込量等の修正や、計画の前提となる諸条件の見直しが行われる場合があります。

○項目の新旧対照表

いわていきいきプラン 2017	いわていきいきプラン 2020 (仮称)
序	序
1 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨
2 計画の性格	2 計画の性格
3 計画期間	3 計画期間
4 計画の点検、評価等	4 計画の点検、評価等
5 高齢者福祉圏域の設定	5 高齢者福祉圏域の設定
第 I 章 総論	第 I 章 総論
第 1 基本方針	第 1 基本方針
1 施策推進の基本方針	1 施策推進の基本方針
2 重点施策	2 重点施策
(1) 高齢者の生きがいくつくりと社会参加活動の推進	(1) 高齢者の生きがいくつくりと社会参加活動の推進
(2) 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進	(2) 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進
(3) 地域包括ケアシステムの構築	(3) 地域包括ケアシステムの構築及び <u>深化・推進</u>
(4) 在宅医療と介護の連携推進	(4) 在宅医療と介護の連携推進
(5) 認知症施策の推進	(5) 認知症施策の推進
(6) 介護予防及び地域リハビリテーションの推進	(6) 介護予防及び地域リハビリテーションの推進
(7) <u>生活支援体制及び多様な住まいの充実・強化</u>	(7) 多様な住まいの充実・強化
(8) 介護を要する高齢者等への支援	(8) 介護を要する高齢者等への支援
(9) 介護人材の確保及び介護サービスの向上	(9) 介護人材の確保及び介護サービスの向上
(10) 被災した高齢者が安心して暮らしていることができる環境づくりの推進	(10) <u>介護給付適正化の推進</u> (※新設)
	(11) <u>被災した高齢者が安心して暮らしていることができる環境づくりの推進</u>
	(12) <u>連携体制の構築等</u> (※各論の章立と合わせたこと)
第 2 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～	第 2 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～
1 高齢者人口と高齢化の推移	1 高齢者人口と高齢化の推移
2 高齢者の状況	2 高齢者の状況
(1) 世帯の状況	(1) 世帯の状況
(2) 就業の状況	(2) 就業の状況
(3) 経済の状況	(3) 経済の状況
3 介護保険制度の現状	3 介護保険制度の現状

<p>第4 在宅医療と介護の連携推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療の推進 2 連携体制の構築 <p>第5 認知症施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普及啓発と<u>認知症本人</u>及び家族への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発 (2) <u>認知症本人</u>・家族への支援 2 相談・診療体制の整備 3 認知症ケアに関する医療・介護連携の推進 4 専門的なケア体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症介護サービスの提供 (2) <u>マンパワーの養成・確保</u> <p>第6 介護予防及び地域リハビリテーションの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防事業の推進と市町村への支援 2 地域リハビリテーションの推進 <p>第7 <u>生活支援</u>及び多様な住まいの充実・強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護家族への支援 2 見守り等の支え合い活動の促進 <u>3</u> 老人福祉施設等の福祉サービスの充実 <u>4</u> 多様で安心できる住まいの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) いわて高齢者住まいあんしんプランによる「住まい」の安心確保 (2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導 (3) 高齢者にやさしい住まいづくり <p>第8 介護を要する高齢者等への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実 (2) 介護予防サービスの制度改正の対応 <u>(3)</u> 介護保険施設の整備・充実 (4) <u>適切な介護保険料の設定</u> 2 サービス種別の<u>目標量</u> 	<p>第4 在宅医療と介護の連携推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療の推進 2 連携体制の構築 <p>第5 認知症施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普及啓発と<u>認知症の人</u>及び家族への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発 (2) <u>認知症の本人</u>・家族への支援 2 相談・診療体制の整備 3 認知症ケアに関する医療・介護連携の推進 4 専門的なケア体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症介護サービスの提供 (2) <u>認知症ケアに携わる人材の育成</u> <p>第6 介護予防及び地域リハビリテーションの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防事業の推進と市町村への支援 2 地域リハビリテーションの推進 <p>第7 多様な住まいの充実・強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 老人福祉施設等の福祉サービスの充実 <u>2</u> 多様で安心できる住まいの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) いわて高齢者住まいあんしんプランによる「住まい」の安心確保 (2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導 (3) 高齢者にやさしい住まいづくり <p>第8 介護を要する高齢者等への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実 (2) 介護保険施設の整備・充実 <u>(3)</u> <u>施設の安全対策</u> 2 サービス種別の<u>見込量</u>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービス (2) 地域密着型サービス (3) 施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービス (2) 地域密着型サービス (3) 施設サービス
<p>第9 介護人材の確保及び介護サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 サービス従事者の確保及び<u>資質</u>の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>従事者全般</u> (2) <u>介護支援専門員（ケアマネジャー）</u> (3) <u>訪問介護員（ホームヘルパー）</u> (4) <u>社会福祉士・介護福祉士</u> (5) <u>その他のサービス従事者</u> 2 介護サービス事業者の育成・支援 3 介護サービス情報公表制度の推進 <u>4 介護給付適正化の推進</u> <u>5 相談・苦情への適切な対応</u> 	<p>第9 介護人材の確保及び介護サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 サービス従事者の確保及び<u>専門性</u>の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>参入の促進</u> (2) <u>専門性の向上</u> (3) <u>労働環境・処遇の改善</u> 2 介護サービス事業者の育成・支援 3 介護サービス情報の公表制度の推進 <u>4 相談・苦情への適切な対応</u> <p>第10 <u>介護給付適正化の推進（新設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>保険者による介護給付適正化事業の推進</u>
<p><u>第10</u> 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援 2 被災高齢者等の生きがいがづくりや健康づくりへの支援 	<p><u>第11</u> 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援 2 被災高齢者等の生きがいがづくりや健康づくりへの支援
<p><u>第11</u> 連携体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 市町村、<u>関係団体との連携体制</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県の役割 (2) 市町村の役割 (3) 県民・サービス事業者の役割 2 介護・福祉に関する調査・研究の推進 	<p><u>第12</u> 連携体制の構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 市町村、<u>関係団体等との連携体制</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県の役割 (2) 市町村の役割 (3) 県民・サービス事業者の役割 2 介護・福祉に関する調査・研究の推進
<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 岩手県介護保険事業支援計画目標量 2 介護施設・老人福祉施設の状況 3 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会設置要綱 4 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会委 	<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 岩手県介護保険事業支援計画目標量 2 <u>介護給付適正化事業の目標量</u> <u>3 老人福祉施設等の状況</u> <u>4 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会設置要綱</u> <u>5 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会委</u>

員名簿	員名簿
5 計画策定の経緯	<u>6</u> 計画策定の経緯
6 用語解説	<u>7</u> 用語解説

第 I 章 総 論

第 1 基本方針

- 1 施策推進の基本方針
- 2 重点施策
 - (1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進
 - (2) 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進
 - (3) 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進
 - (4) 在宅医療と介護の連携推進
 - (5) 認知症施策の推進
 - (6) 介護予防及び地域リハビリテーションの推進
 - (7) 多様な住まいの充実・強化
 - (8) 介護を要する高齢者等への支援
 - (9) 介護人材の確保及び介護サービスの向上
 - (10) 介護給付適正化の推進
 - (11) 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進
 - (12) 連携体制の構築等

第 2 高齢化の進展と高齢者等の現状～岩手の高齢社会の姿～

- 1 高齢者人口と高齢化の推移
- 2 高齢者の状況
 - (1) 世帯の状況
 - (2) 就業の状況
 - (3) 経済の状況
- 3 介護保険制度の現状
 - (1) 第 1 号被保険者数
 - (2) 要介護（要支援）認定者数
 - (3) 介護サービス受給者数
 - (4) 主な介護サービスの利用状況
 - (5) 介護給付費の支給状況
 - (6) 介護サービス基盤の状況
 - (7) 介護給付適正化事業の状況
- 4 介護等を要する高齢者等の現状と将来推計
 - (1) 平成 37 年度までの高齢者人口等の推計
 - (2) 平成 37 年度までの施設・居宅系サービスを利用する要介護高齢者の推計
 - (3) 平成 32 年度までの認知症施策の数値目標
 - (4) 平成 37 年度までの介護職員の需給推計と供給推計
- (5) 平成 37 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料の推計

※ 総論部分については、現在県や市町村において、介護サービス量や各種統計データ等の積算作業を実施中であることから、これらの作業が終了後に記載します。

第1 高齢者の生きがいがづくりと社会参加活動の推進

高齢者の生きがいがづくりや健康づくり活動に加え、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を活かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を総合的に促進します。

1 生きがいがづくりと健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ちながら生活できるよう、文化・スポーツ活動を通じた生きがいがづくりや健康づくりを支援します。

また、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かした多様な地域活動等への参画を促進するため、老人クラブや高齢者主体の地域づくり団体への活動支援、相談体制を充実します。

(1) 文化・スポーツ活動

現	状
○ 高齢者を中心とする文化、スポーツ、健康及び福祉に関する総合的な祭典として毎年度開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に、本県からも多くの選手を派遣しています。	
○ 高齢者が様々な文化・スポーツ活動や交流を通じ、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるようにするため、昭和63年度に「第1回全国健康福祉祭（ねんりんピック）兵庫大会」が開催され（平成3年度の第4回大会は本県で開催）、これを契機に、本県においても、同年度から「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を開催しています。	
○ 公益財団法人いきいき岩手支援財団では、いわて保健福祉基金を活用し、文化・スポーツを通じた生きがいと健康づくりの推進に関する事業に対し、助成を行っています。	

課 題	今 後 の 取 組
○ 高齢者が生涯を通じて、健康で文化・スポーツ活動に取り組むことができるよう、「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」への参加促進や、生活習慣病予防・介護予防等につながる運動習慣の定着支援など、一層の取組を推進していく必要があります。	○ 「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への選手派遣を支援します。 ○ いきいきシニアスポーツ大会や作品展等の「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を開催し、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを支援します。 ○ 公益財団法人いきいき岩手支援財団による助成を通じて、文化・スポーツ活動を通じた生きがいがづくりや健康づくりに関

する活動を支援します。

(2) 老人クラブ活動

現	状
○ 県内の老人クラブは、各地域において、生きがいつくりや健康づくり活動のほか、児童の安全見守り活動や高齢者の安否確認・サロン活動などの友愛活動を通じた地域づくりの実践等に取り組んでいます。	
○ 県内の老人クラブ数は○○団体、会員数は○○○人（平成 29 年 4 月 1 日現在、岩手県老人クラブ連合会調べ）となっており、老人クラブ数、会員数ともに、全国と同様減少傾向で推移しています。（過去 3 年間で○○団体、会員○○○人の減）	
○ 老人クラブ数、会員数の減少による活動の低下が懸念されています。年金支給開始年齢が引き上げられた影響等から、60 歳を超えても現役で働く方も多く、高齢者人口の増加が、会員数の増加に結びついていない状況にあります。	
○ 市町村老人クラブ連合会では、当該市町村内の老人クラブ相互の連携や活動の活性化、リーダー養成などへの支援のほか、市町村全域で展開する健康づくり（介護予防等）事業などを実施しています。	
○ 県老人クラブ連合会は、市町村老人クラブ連合会の活動への支援や各種研修事業などを実施しているほか、全国老人クラブ連合会が推進する「100 万人会員増強運動」と一体となって、計画的な会員増強を推進しています。	

課	題	今 後 の 取 組
○ 老人クラブには、社会奉仕活動などを通じて地域を豊かにすることや、高齢者の暮らしを支える生活支援の担い手としての役割が期待されており、団塊の世代等、若手高齢者の加入促進を図り、活動の活発化を図る必要があります。		○ 県老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を配置し、市町村老人クラブ連合会の活動等を支援します。 ○ 老人クラブが実施する、多様な地域貢献活動や健康づくり活動等を支援します。 ○ 若手高齢者の加入促進等、県老人クラブ連合会が取り組む会員増強運動を県民に周知するなどして、運動を支援します。

2 社会参加活動の促進

高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加を促進し、活動の活発化を促すため、活動事例の紹介や各種情報提供などの支援を行います。

現	状
<p>○ 本県の高齢化率は、現在の 31.1%（平成 28 年 10 月 1 日現在「岩手県人口移動報告年報」）から、平成 37 年には 35.5%（うち 75 歳以上 20.6%）になると推計されています。</p> <p>また、団塊の世代は 65 歳以上となり、その活動の場は職場から地域社会が中心になっていると推測されます。</p>	
<p>○ いわて県民情報交流センター（アイーナ）の高齢者活動交流プラザ内に設置している県高齢者社会貢献活動サポートセンターにおいて、情報誌の発行、地域相談会の開催、活動や団体運営のノウハウの提供などを通じ、高齢者団体が自主的に行う社会貢献活動を支援しています。</p>	
<p>○ 公益財団法人いきいき岩手支援財団では、高齢者の社会参加活動をはじめ、長寿社会への対応に関連した様々な活動に対し、「ご近所支え合い活動助成金」により支援を行っています。</p>	
<p>○ 市町村は、<u>地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」の配置や、生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画したネットワーク組織である「協議体」の設置を進め、生活支援サービスの担い手の養成や、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保等に取り組んでいます。</u></p>	
<p>○ シルバー人材センターは、平成 29 年 4 月現在、31 市町村に設置され、高齢者に就業の機会を提供するとともに、ボランティア活動などの社会貢献活動を行っています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ <u>生活支援サービスの担い手として元気な高齢者の活動が促進されるよう、人材の確保や活動への動機付けが求められています。</u></p>	<p>○ 県高齢者社会貢献活動サポートセンターに相談支援員を配置し、高齢者の自主的な社会貢献活動に関する相談対応や取組事例の紹介、研修会の開催等を行います。</p>
<p>○ 高年齢者の雇用について、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、定年（65 歳未満の者に限る。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入、当該定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならないとされています。</p>	<p>○ 市町村や社会福祉協議会等に対し、県高齢者社会貢献活動サポートセンターが有する助成制度等の情報やノウハウを提供し、高齢者の意欲や能力を活かした地域づくりが広がるよう支援します。</p> <p>○ 高齢者が主体となって行う活動や高齢者等をサービスの対象とした支え合い活動を支援するため、公益財団法人いきいき</p>

- 高齢者が定年などにより退職した後も、地域社会で「居場所」と「出番」を得ることや、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を活かし、地域社会の「支え手」として健康で意欲を持ち続けながら活躍できるよう高齢者の自主的な活動への支援が必要です。
 - 活動の場や活動に関する情報に接する機会が少ないため、意欲や能力がありながらこれまで活動に参加していない高齢者の参加を促すための仕組みづくりが必要です。
 - 高齢者の意欲や能力に応じ、起業や就業に結び付けるための支援が必要です。
- 岩手支援財団による助成(ご近所支え合い助成金)の活用を促進します。
 - 公益財団法人いきいき岩手支援財団や県高齢者社会貢献活動サポートセンターのホームページへの掲載や、情報誌発行により、高齢者の活動状況やこれを支援する制度などの各種情報提供を行います。
 - 市町村が配置する生活支援コーディネーターが、市町村社会福祉協議会等と連携し、高齢者の意欲や能力を踏まえた社会参加促進のための支援を行い、元気な高齢者に見守りや外出・通院などの生活支援の担い手として活動してもらう取組を促進します。
 - 広域振興局等に就業支援員を配置し、高齢者からの相談内容に応じて、ハローワーク、シルバー人材センター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の高齢者雇用の関係機関につなぐなどの支援を行います。
 - 公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会の運営に対する支援を行い、高年齢者の就業機会の確保を促進します。
 - 公益財団法人いわて産業振興センターが、創業・起業など広範な相談に対応し、課題解決に向けた支援を行います。

第 2 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進

高齢者が要介護状態や認知症になっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

1 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止や権利擁護について、県民の意識啓発と処遇困難事例への相談支援体制の強化を図るとともに、高齢者の尊厳の確保とより良い介護サービスの提供を目指し、身体拘束の廃止に向けた取組を推進します。

現	状
○ 平成 27 年度の家族等の養護者による高齢者虐待の認定件数は、最近 5 年間で最も多い 172 件となっています。虐待を受けた高齢者の性別では女性が 84.7%、年齢では 75 歳以上の後期高齢者が 71.7%で、虐待の種別では、身体的虐待、心理的虐待の順に多くなっています。	
○ また、認知症の症状がみられる高齢者が 71.1%となっています。(平成 27 年度の高齢者虐待防止法に基づく調査による)	
○ 平成 27 年度の養介護施設従事者等による虐待の認定件数は、3 件で、平成 20 年度以来の発生となっています。	
○ 高齢者福祉施設では、身体拘束に対する基本の方針について、大半の施設が「いかなる場合においても身体拘束は廃止」又は「緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は廃止」とし、身体拘束のないケアの実現についての認識は高まっており、廃止に向けた取組が進められていますが、依然として一部の施設においては身体拘束が行われています。	
○ 利用者の生命や身体が危険にさらされる等やむを得ず身体拘束を行う場合でも、拘束の態様や時間等の記録を残すなどの必要な手続きが求められていますが、まだ十分に対応できていない施設があります。	

課 題	今 後 の 取 組
○ 虐待の発生要因については、介護疲れ、経済的困窮などが多く、これらが絡み合った事案も認められることから、こうした事案にも適切に対応できるよう、市町村の虐待対応に係る体制を整備することが必要です。	○ 住民、介護事業者等へ的高齢者虐待防止に関する理解の普及啓発を図るため、広報・研修等の充実を図ります。
○ 厚生労働省が実施した平成 27 年度「高	○ 市町村や地域包括支援センターを対象とする、高齢者虐待への対応力向上に向けた研修の充実を図ります。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の分析結果によると、関係機関等によるネットワークの構築やアドバイザーの配置、研修の充実など虐待対応に係る体制の整備が進んでいる市町村ほど、高齢者人口比あたりの相談・通報件数、虐待認定件数が多い傾向が見られており、高齢者虐待の早期発見、実態の把握のためにも、市町村の体制整備を一層進めていくことが必要です。

- 高齢者虐待防止に向け、住民及び介護事業者等に対し普及啓発を行うことが必要です。
- 平成 28 年度に介護保険施設等で行われた身体拘束 543 件のうち、152 件 (28.0%) が適正な手続きを経していない身体拘束となっています。(平成 28 年度の身体拘束実態調査による)

- 市町村・地域包括支援センターが抱える処遇困難事例等に対応するため、県高齢者総合支援センターに、弁護士等の専門家による相談窓口を設置します。
- 養護者の介護疲れ等による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センターや介護支援専門員による相談を通じて、必要な介護保険サービスの利用を円滑に行うことができるよう制度の周知を図ります。
また、事実確認の結果、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、市町村が適切に養護老人ホーム等への入所措置を講じるよう支援します。
- 県が実施する身体拘束実態調査による実態把握を引き続き行い、身体拘束をしないケアに向けた取組を支援します。
- 身体拘束廃止に向け、介護保険施設等の管理者・職員等を対象とした研修の実施や、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発を行います。

2 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用等を促進します。

現	状
○ 認知症等による判断能力の低下などから、金銭や財産の管理、福祉サービス利用が適切にできないため、自宅での生活が困難な高齢者が増加するものと見込まれています。	
○ 本人の判断能力が著しく低下した場合は、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人等を選任する成年後見制度を利用することができます。	
○ 成年後見制度の利用者数は、平成 28 年には 1,640 人となっています。平成 28 年の申し立て件数 265 件に対し、320 人の成年後見人が選任されていますが、弁護士などの専門職以外の市民後見人は 1 人に留まっています。	

また、法人後見実施団体は、平成 29 年 9 月末現在 11 法人となっています。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）や同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）が制定され、市町村においては、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画の策定や地域連携ネットワークの整備などが求められており、県は、市町村の支援をすることとされています。

○ 県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会と連携し、本人で判断できるものの、その判断に不安があり、日常生活を営むのに支障がある方などを対象として、福祉サービスの利用、公共料金等の支払いなど日常的な金銭等の管理を支援する日常生活自立支援事業を実施しており、平成 28 年度の利用者数は 941 人で、この 5 年間で 1.2 倍に増加しています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 市町村では、市民後見人を確保するための体制の構築等が必要です。 また、<u>成年後見制度の利用促進に向けて、相談への対応や地域連携ネットワーク（協議会等）の開催等の役割を担う中核機関を設置し、ネットワークの構築を積極的に進めることが必要です。</u></p> <p>○ 成年後見制度が十分に活用されていない背景には、手続きが煩雑であること、申立費用及び後見人への報酬が高額であること、後見人候補者の確保が困難であることなどの課題があります。 日常生活自立支援事業については、利用者のうち、判断能力の低下などから成年後見制度の利用が望ましいと認められる方が、上記の理由などにより、成年後見制度の利用に移行していないという課題があります。</p>	<p>○ 県と県社会福祉協議会は、家庭裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携し、成年後見人の養成研修を推進します。 また、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOなどを対象として法人後見活動を行う団体の育成を推進します。</p> <p>○ 市町村に対する先進事例紹介等の情報提供のほか、<u>地域支援事業交付金等</u>を活用した市民後見人養成や後見活動の実施、市町村長による申立てなど、成年後見制度の利用促進を図る市町村の取組を支援します。 また、<u>各市町村の地域連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を把握するとともに、必要に応じて市町村間の調整等の支援を行うほか、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等との連携など、市町村の体制整備に必要な支援を行います。</u></p> <p>○ 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等が連</p>

	<p>携し、成年後見制度の周知や利用促進を図ります。</p> <p>また、利用者の判断能力の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度に円滑につなぐ仕組みづくりを進めます。</p>
--	--

3 高齢者権利擁護ネットワークの形成

高齢者虐待や権利侵害の防止、早期発見及び適切な対応を行うため、市町村及び地域包括支援センターの相談支援機能の充実や関係機関によるネットワーク体制の整備を支援します。

現 状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者権利擁護ネットワーク会議を開催し、高齢者権利擁護、虐待防止、身体拘束廃止のための協議・検討や関係団体との情報共有を図っています。 ○ 県内4地域において、市町村及び地域包括支援センター職員の支援技術の向上を図るため、権利擁護地域研修会を開催しています。 ○ 県高齢者総合支援センターでは、権利擁護に関する相談のうち、法律など専門的な対応を要する事例について、弁護士や社会福祉士等による権利擁護相談会を月1回開催しています。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、関係機関によるネットワーク構築を進め、支援等が必要な高齢者を早期に発見し地域包括支援センターの総合相談につなげる相談ルートの確立が必要です。 ○ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など、権利擁護を支援する関係団体等の連携をより強化していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者権利擁護ネットワーク会議の開催により、関係機関等の連携体制を構築し、高齢者の権利擁護や虐待防止、身体拘束廃止のための協議・検討を行います。 ○ 権利擁護や虐待防止に関する研修会や相談会を開催するほか、市町村が開催する地域ケア会議に助言者として弁護士や社会福祉士等の専門職を派遣するなど、市町村の取組を支援します。

第3 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進を促進します。

1 地域包括ケアシステムの構築支援

医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村への支援を行うとともに、関係者の連携を促進する取組を進めていきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組や医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取組等を推進していきます。

現	状
○ 本県の高齢化率は、現在の〇〇.〇%（平成29年10月1日現在「岩手県人口移動報告年報」）から、平成37年には35.5%（うち75歳以上20.6%）になると推計され、医療・介護の双方のケアを要する高齢者の増加が見込まれています。	
○ <u>高齢単身世帯や高齢者のみの世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者の増加も見込まれる中、医療・介護等の限られた地域資源で増大するニーズに対応する体制の構築が求められています。</u>	
○ <u>介護保険法では、介護給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行わなければならないと規定されており、国民に対しても自ら要介護状態になることを予防するため、健康の保持増進や要介護状態になっても有する能力の維持向上に努めることを求めています。</u>	

課 題	今 後 の 取 組
○ 高齢化等の人口動態、医療・介護ニーズの程度、医療・介護資源等は地域によって大きく異なることから、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要です。	○ 岩手県地域包括ケア推進会議を定期的 に開催し、地域包括ケアを構成する医療、 介護、福祉等の関係機関等が一体となっ て地域の特性に応じた地域包括ケアの実 現に向けて連携して、市町村の取組を支 援します。
○ 地域包括ケアシステムを構築するためには、市町村の主導的な役割の下で、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用するとともに、医療と介護の提供体	○ 市町村が主体となった地域包括ケアの まちづくりに取り組む必要性について、 県民や関係機関等への啓発と参加の促 進を図ります。

制の整備など、地域の将来を見据えた「まちづくり」の一環として位置づけ、取り組むことが必要です。

また、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、市町村が設定する日常生活圏域において、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される体制を目指すとともに、地域共生社会の実現に向けて住民に身近な圏域において包括的な支援体制づくりに努めることが必要です。

- 介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者に対し、地域の中で一体的に医療・介護サービスが提供できるようにするため、医療・介護に係る多職種連携を進めることが必要です。
- 市町村や地域包括支援センターでは、個別課題の解決や関係者間のネットワーク構築のため、地域ケア会議が開催されていますが、個別ケース（処遇困難事例等）の支援内容の検討を通じて、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握・対応検討（地域課題の発見、課題解決のための地域づくり・資源開発、政策形成）などの機能を強化することが必要です。
- 高齢者と障がい者の同居世帯などの複合的な生活・福祉課題の解決のため、市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に、障がい相談支援事業所や社会福祉協議会職員等多職種の積極的な参加と、これらの職員の連携が必要で
- 市町村は、データに基づいて地域の実態を把握して課題を分析し、目標や取組内容を明確に定め、効果的な介護予防や、自立支援・重度化防止を目標にしたケアマネジメントを進める必要があります。

○ 市町村が単独では解決が困難な課題等に対応するために、先進事例などの情報提供のほか、圏域内における医療と介護の連携による入退院調整の仕組みの普及を図るなど、市町村域を超えた広域的な調整等の取組を支援します。

- 地域包括ケアシステムの構築に資する専門的な役割を担う人材（認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等）の養成や養成された人材のネットワーク構築を促進する会議の開催などを行い、市町村が行う各種事業の推進に必要とされる人材の確保を支援します。
- 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターや在宅医療連携拠点の機能の充実・強化が図られるよう、関係機関と協力し、広域的な調整や支援の充実に努めます。
- 医療、介護、福祉従事者に対し、医療と介護の連携に必要な知識や技能の普及を図るため、研修などの取組を支援します。
- 自宅や介護施設などを含め、適切な場で適切な医療や医療的ケアを提供できる訪問看護師などの専門的な人材を確保していくため、医療・介護等の職能団体が行う養成研修に対する支援などを通じて、計画的な人材養成が図られるよう働きかけます。
- 地域ケア会議において、障がい者施策や地域福祉施策なども視野に入れた地域課題の把握や、地域づくり・地域資源開発への検討が行われるよう専門職を派遣し、県内市町村の多様な地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援します。

保険者機能強化への支援の取組

- システムの構築及び深化・推進に向けては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しながら、サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、市町村の取組を支援します。
- 市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めることができるよう支援します。
- 市町村事業へのリハビリテーション専門職の派遣調整や多職種が参加する自立支援に資する地域ケア個別会議を活用したケアマネジメントを促進するための研修会の開催等を通じて、自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組を支援します。

2 生活支援の充実・強化

社会福祉協議会、老人クラブ、町内会・自治会による見守り等の「地域福祉活動」、NPO、ボランティア団体等による食事・家事援助等の「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。

また、在宅において高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、市町村による介護教室や家族交流会の開催、相談体制の充実等を支援します。

(1) 見守り等の支え合い活動の促進

現	状
○ 65歳以上の高齢単身世帯（ひとり暮らし高齢者）は、53,398世帯（平成27年国勢調査）となっており、平成37年には58,227世帯、平成42年には59,896世帯まで増加すると推計されています。	
○ 市町村社会福祉協議会による「見守り活動（小地域ネットワーク活動）」は、20市町村社協で行われており、高齢者を対象とした見守り活動を行うネットワーク数は12,549となっています。 また、当該ネットワークに参加する見守りの担い手は、延べ25,342人（平成28年10月時点）となっています。	
○ 被災地の応急仮設住宅や、在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、緊急通報装置を活用したり、民生委員や生活支援相談員による巡回訪問などにより、安否確認や見守り活動が行われています。	
○ 市町村では、民間事業者との間で、その事業活動の中で高齢者を見守る「協定」等を締結するなど、多様な主体の参画により、地域における高齢者の見守り体制を強化する	

取組が進められています。

- 市町村は、介護保険法に基づく地域支援事業により、生活支援サービスの担い手の養成や、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保等の役割を担う「生活支援コーディネーター」の配置と、サービス提供主体等の情報共有・連携の場となる「協議体」の設置を進めています。

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 人口が減少し、資源が限られていく中で、高齢化が進み、地域での見守りや生活支援などの需要の高まりが予測されることから、本人の参加意思を基本としつつ、高齢者自身が「支える側」に立てるような取組や仕組みづくりが求められています。</p> <p>○ 地域の支え合いによる住民やNPO、ボランティア団体など多様な主体による地域福祉活動や、多様な生活支援サービス（家事援助、介護者支援、外出支援、配食、食材配達、安否確認、買い物支援、交流サロン、移動販売等）の新たな創出と既存サービスの充実が必要です。</p> <p><u>また、こうした取組を進めるに当たっては、高齢者だけでなく、障がい者など生活上の困難を抱える全ての人々を対象とした、包括的な支援体制の構築を意識していく必要があります。</u></p>	<p>○ 県高齢者社会貢献活動サポートセンターによる情報提供や、公益財団法人いきいき岩手支援財団による助成金の交付等により、多様な生活支援サービスの担い手として社会参加できるよう高齢者によるボランティア等の社会貢献活動を推進します。</p> <p>○ 高齢者への生活支援サービスについて、市町村による協議体（社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体等により構成）の設置や、サービス提供を通じた高齢者の見守り活動が行われるよう、サービス提供団体等の連携体制構築を支援します。</p> <p>○ 生活支援コーディネーターを養成するとともに、コーディネーターのネットワーク構築を支援する会議を開催するなどして、地域における資源開発やサービス提供主体間の連携ネットワークづくり等の活動を支援します。</p> <p>また、生活支援コーディネーターについて、生活困窮者対策の相談支援員、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）のような他職種との連携や兼務を促進し、<u>高齢者だけでなく障がい者等生活上の困難を抱える全ての人を対象とした包括的な支援体制の整備に向け、地域のネットワークを活かした効果的な連携が図られるよう支援します。</u></p>

	○ いわて“おげんき”みまもりシステムなどのICT（情報通信技術）を活用した見守りや、民間事業者との提携による見守り体制の構築など、多様な主体による多様な見守り体制の普及・拡大を促進します。
--	---

(2) 介護家族への支援

現 状
○ 市町村では、地域支援事業（任意事業）により、高齢者を介護している家族の負担軽減を図るため、多様なニーズや市町村の実情に応じ、家族介護教室の開催、介護用品の支給、家族介護者交流事業等を行っています。 また、市町村に登録された「介護相談員」が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者と行政との橋渡しをしながら、問題の解決やサービスの質の向上につなげる介護相談員派遣等事業を行っています。

課 題	今 後 の 取 組
○ 在宅で高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、介護技術に関する知識の修得や情報共有を促進するとともに、短期入所生活介護（ショートステイ）など家族の負担軽減につながるサービスの積極的活用など、家族の休息やリフレッシュを支援するため利用可能なサービスの普及、周知・啓発を図り、身体的・精神的な支援を含めた体制を充実することが必要です。	○ 市町村が地域の実情に応じて実施する介護教室の開催や、介護用品の支給等の取組への支援を通じ、家族による在宅介護を支援します。 ○ 県高齢者総合支援センターにおいて、福祉用具・介護ロボットの常設展示・使用体験を行い、家族介護を支援します。 ○ 家族の介護疲れ等、身体的・精神的な負担を軽減するため、介護施設へのショートステイ等、家族の休息を支援するため利用可能なサービスの周知と充実支援を図ります。

3 地域包括支援センターの充実・支援

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の4つの機能が十分に発揮されるよう、体制整備と機能強化を支援します。
--

(1) 体制の充実と運営の円滑化

現	状
<p>○ 地域包括支援センターは、県内に 53 箇所設置され、設置主体である市町村の責任の下、地域包括ケアシステムの中核を担い、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防等の必要な援助など、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する活動を行っています。</p> <p>また、一部の在宅介護支援センター等では、総合相談業務の一部である実態把握や初期相談をランチとして行っています。</p> <p>○ 県高齢者総合支援センターは、保健師・主任介護支援専門員等の専門職を配置し、高齢者に関する相談に広く対応するとともに、相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援と相談・研修等を行っています。</p> <p>また、地域包括支援センターがその役割を十分発揮できるよう、職員の専門知識の取得・資質の向上や、地域包括支援センターの円滑な業務運営と体制整備、地域包括ケア推進のための取組を支援しています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ <u>地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政（市町村）機能の一部として、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図る必要があります。</u></p> <p>○ <u>地域包括支援センターが効果的に機能を発揮するためには、設置者である市町村が、定期的に自らその実施する事業の質の評価を行い、必要な措置を講じることにより、事業の質の向上を図る必要があります。</u></p> <p>○ 県内の地域包括支援センターにおいて、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置基準（対高齢者人口比）を満たしているのは 53 センターのうち○センターとなっており、市町村が体制の充実に向けて主体的な役割を果たすことが必要です。</p>	<p>○ <u>個々の地域包括支援センターの業務量等を把握し、これを評価・点検する仕組みの構築に向けた市町村の取組を支援します。</u></p> <p>○ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施や多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築等が効果的に実施されるよう、3職種の配置など必要な体制の整備について市町村に働きかけを行うとともに、先進事例の提供や、県高齢者総合支援センター及び関係機関との連携による専門的・総合的支援等により、市町村の取組を支援します。</p> <p>○ <u>個々の地域包括支援センターの現状を踏まえ、高齢化の進展とそれに伴う相談件数の増加等による業務量の増加及びセンターごとの役割に応じた人員体制を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す市町村の取組を支援します。</u></p>

- 直営型の地域包括支援センターでは、業務量の増加に見合った柔軟な人員配置が難しい上、人事異動により3職種の配置状況が大きく変わる可能性があり、特に実務経験が必要とされる主任介護支援専門員の安定的な確保が課題となっています。
- 委託型の地域包括支援センターには、市町村が地域包括支援センターの設置主体として、センターの担当区域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割を十分踏まえた具体的な運営方針、活動目標、業務内容等を設定した「運営方針」を示し、必要な環境整備や支援を行う必要がありますが、詳細な運営方針を明確に示していない場合があるほか、問題が多岐にわたる処遇困難事例や虐待対応など、市町村の立入・措置権限等により対応すべき事案について、市町村との役割分担やセンターが担う業務内容の明確化が課題となっています。
- 市町村等に設置されている「地域包括支援センター運営協議会」において、医療、介護、福祉関係者に加え、サービス利用者・家族、保健、消防、警察、地域住民代表等幅広い関係者の参画により、センターの設置に係る基本事項の承認や、センターが行う業務に係る方針、センターの事業計画や収支予算の確認、センターの運営に関する評価・報告、センター職員の確保、その他の地域包括ケアに関すること等について審議し、その意見を踏まえた適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要です。
- 地域包括支援センターにおいては、平成29年の介護保険法の改正による地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢
- 地域包括支援センター運営協議会において、医療、介護、福祉等の関係者の多様な視点から地域包括支援センターの設置・運営、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針や市町村と民間法人の人事交流などによる人員確保、関係機関とのネットワークの構築、公平・中立性の確保等について協議が行われ、また、協議結果が市町村等の施策に反映する場となるよう市町村の取組を支援します。
- 市町村が運営方針を明確に定め、委託を行う場合であっても市町村が設置主体としての責任を持ち、市町村と地域包括支援センターがそれぞれの役割を理解しながら、一体的に運営される体制の整備が図られるよう、市町村への助言を行います。
- 県高齢者総合支援センターによる一般相談・専門相談や各種研修等を通じた情報提供等の充実を図り、地域包括支援センターの機能が最大限に発揮できるよう支援します。
- 高齢者が介護保険制度やサービス内容を理解し必要な介護サービスを適切に受けられるよう、一層の制度周知を図るとともに、地域包括支援センター等による相談体制の充実を促進します。

<p>者本人の自己実現に資する介護予防活動や多様な生活支援サービスを提供し、高齢者の生活の質の向上を目指した自立支援・重度化防止に係る介護予防マネジメントの強化が必要です。</p> <p>○ 地域包括支援センターが、高齢者に関する相談対応等の役割を十分に果せるよう、県高齢者総合支援センターの専門的支援体制及び地域包括ケアを推進する総合支援機関としての機能の一層の充実を図ることが必要です。</p> <p>○ 制度の変遷により、介護サービス体系が複雑化していることから、わかりやすい介護サービス情報を提供することが必要です。</p>	
--	--

(2) 人材の育成

現	状
○	<p>地域包括支援センターには、所管する日常生活圏域内の第一号被保険者数に応じ、原則として保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種が配置され、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防など、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する活動を行っています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
○ 地域包括支援センターの円滑な運営のためには、職員の資質向上が不可欠であり、職員研修等による人材の育成が必要です。	<p>○ 地域包括支援センター職員の人材育成と資質向上を図るため、県高齢者総合支援センターが行う地域包括支援センター職員初任者研修や業務支援研修、専門研修等の充実を図り、地域包括支援センターの対応能力の向上を図ります。</p> <p>○ 沿岸被災地を中心に、地域包括支援センターが開催する各種研修に対し、講師の派遣や研修運営への協力等によりを支援します。</p>

第4 在宅医療と介護の連携推進

慢性疾患等を抱える人であっても、本人・家族の希望、心身の状態や生活環境の変化に応じて、医療と介護が一体的に、切れ目なく提供され、自宅や介護施設などでその人らしく生活でき、最期を迎えることができる医療・介護の提供体制の構築を推進します。

1 在宅医療の推進

地域包括ケアシステムが構築される中で、通院が困難であっても、自宅や介護施設において必要な医療が確実に受けられるよう、訪問診療や訪問看護等により日常の療養を支え、病状が急変した時の入院等の対応や退院後の生活を見据えた医療・介護の調整を行い、希望に応じて自宅などで最期を迎えることができる医療提供体制を構築するため、在宅医療を推進します。

現	状
○ 本県において訪問診療を受けた患者数は、平成27年度は3,172.8人(人口10万人対)と、全国(5,596.3人)を下回っています。 また、往診を受けた患者数は、同様に627.3人であり、全国(1,364.3人)を下回っています。	
○ 本県において、訪問診療等により在宅医療を提供している在宅療養支援病院は6施設、在宅療養支援診療所は85施設の届出があり、人口10万人当たりでは在宅療養支援病院が0.5施設、在宅療養支援診療所が6.6施設といずれも全国の病院0.9施設、診療所10.3施設を下回っています。(平成28年3月31日時点)	
○ 平成28年の介護サービス施設・事業所調査によると、本県において訪問看護ステーション数は89事業所であり、人口10万人当たり7.0事業所と全国の6.9事業所とほぼ同水準となっていますが、地域によって差がみられます。	
○ 患者の退院後、在宅又は介護施設等における療養の継続を調整支援する退院支援担当者を配置している病院は、平成29年6月現在、52施設(病院の55.9%)、診療所が13施設(有床診療所の11.6%)となっています。	

課 題	今 後 の 取 組
○ 医療機関や介護施設等の相互の連携により、訪問診療や訪問看護など、在宅療養者や家族のニーズに対応した切れ目のない在宅医療提供体制を確保することが必要です。	○ 在宅医療に関わる医療従事者や、介護関係者等に対し、在宅医療に関する適切な情報提供を行うとともに、地域や職種のニーズに合わせた研修を行うなど、在宅医療を担う人材の確保・育成を図ります。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院医療機関においては、退院支援担当者の配置と入退院調整支援機能を強化し、入院医療機関と在宅医療に関係する機関（かかりつけ医、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等）との円滑な連携により、切れ目のない継続的な在宅医療体制を確保することが必要です。 ○ 急変時の対応に関する患者・家族の不安や負担を軽減するため、<u>往診、訪問看護により24時間いつでも対応を可能とする連携体制や、地域の基幹病院、在宅療養支援病院や後方療養支援病院、有床診療所といった入院医療機関の連携による後方支援体制の構築が求められています。</u> ○ 患者や家族のQOL（生活の質）の維持向上を図りつつ、療養生活を支えるとともに、患者の意思を尊重し、患者や家族が希望した場合には、自宅で最期を迎えることを可能とする医療及び介護の提供体制を構築することが必要です。 ○ <u>今後ますます進む高齢者の増加により、死亡者の数も急増することが予測されており、在宅医療を担う機関が、介護施設等による看取りを支援する体制の構築が求められています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関が連携し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスが適切に紹介される体制づくりを推進します。 ○ <u>入院医療機関（病院、有床診療所等）における退院支援担当者の配置、退院支援看護師と訪問看護ステーション等の相互研修の実施など、入院医療機関の在宅医療への理解促進を通じ、退院調整機能の強化を図るための取組を実施します。</u> ○ <u>在宅療養患者の急変時に対応して、在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーションが訪問（往診）できる体制の整備を行うとともに、入院医療機関が必要に応じて一時受入れを行うなど、地域の実情に応じ、24時間対応が可能な体制づくりを進めます。</u> ○ <u>住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での療養及び看取りを行うことができるよう、在宅医療を担う機関等の連携を推進します。</u>
--	--

保険者機能強化への支援の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地域分析に基づく情報や課題について情報提供等を行います。</u> ○ <u>広域振興局圏域毎に在宅医療人材（医師、行政職員等）を対象とした研修を開催し、地域の実情に合わせた人材の確保・育成を進めます。</u> ○ <u>入院医療機関に係る退院調整については、盛岡、宮古の2圏域で策定した退院調整ルール¹の運用、メンテナンスを通じて、取組の質の向上や他圏域での取組の参考となるような情報の提供を行います。</u>

2 連携体制の構築

住み慣れた地域で適切に在宅医療・介護が提供されるよう、地域において、医師や看護師、歯科医師、薬剤師、リハビリテーション専門職などの医療従事者はもとより、介護支援専門員や保健師、社会福祉士などの介護・福祉従事者も含めた多職種が連携し、一人ひとりに適した医療や介護が包括的に提供できる体制の構築を推進します。

現 状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村においては、病院・診療所と介護施設の一体的整備や医療介護関係者の多様な連携などにより、地域の実情に応じた地域包括ケアの取組が進められています。 ○ 市町村、在宅医療の連携を担う拠点（以下、「在宅医療連携拠点」という。）や訪問診療を専門とする医療機関等が中心となって、在宅医療の推進に関係する多職種による連絡会議や研修などを行う取組が進められています。 ○ また、往診や訪問診療を行う複数の病院、診療所がグループを組み、主治医の不在時においても相互に支援を行う体制を構築している地域もあります。 ○ 県では、介護保険法に基づく地域支援事業として、各市町村で取り組むこととされている「在宅医療・介護連携推進事業」の実施が円滑に進むよう支援を行っており、平成29年6月時点で、事業に取り組んでいる市町村は31市町村となっています。 また、上記事業の担い手として期待されている在宅医療連携拠点については、平成29年4月時点で10か所が設置されており、15市町村を事業区域として活動を行っています。 ○ 地域の医療機関、介護施設等を繋ぐ医療情報連携ネットワークの構築により患者情報等の共有を図るなど、在宅医療と介護の連携を支援する取組が行われています。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅療養者の生活や病態に応じて、適切な医療や介護を包括的に提供していくため、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職、介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの多職種による連携が必要です。 ○ 日常の療養支援のほか、急変時や入退院時、看取りなどに対処する24時間365日 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療提供体制の整備に関する具体的な事例の情報提供や、関係者に対する研修等を行うほか、在宅医療・介護連携推進事業の受け皿として期待される在宅医療連携拠点の整備に対する支援など、広域的な連携体制の構築も含め、市町村の取組を推進します。 ○ できる限り住み慣れた地域で、高齢者一

の対応が可能となるよう、在宅医療を担う医療機関、入院医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、介護施設などの間で多様な連携が必要です。

- 住み慣れた地域で在宅療養が可能となる体制の整備を進めるため、地域包括ケアシステムの構築に主体となって取り組む市町村においても、地域の医師会等の協力を得て、在宅医療提供体制の整備に取り組むことが必要です。
- 単独の市町村による体制整備が困難な場合など、地域の実情に応じて、広域連携による体制の構築を検討することが必要です。
- 地域における多職種連携や関係機関の連携を推進するため、在宅医療を提供する医療・介護の関係者の役割分担を明確にし、円滑な連携のための関係づくりや協議、研修や啓発などを行う在宅医療連携拠点の整備等による連携体制の構築が必要です。

人ひとりの状態に応じた医療と介護が継続的、包括的に提供されるよう、地域の多様な医療・介護従事者の参加による地域ケア会議の活用を促進するなど、多職種連携体制の構築を推進します。

- 地域の医師会等医療従事者団体と市町村の連携強化や、市町村域を超えた課題の調整など広域的な取組について、保健所等の機能を活用して支援します。
- 情報通信技術を活用した地域の医療情報連携ネットワークの構築を支援し、在宅医療提供体制の整備や、医療・介護の連携に向けた活用を促進します。

第5 認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、その家族とともにできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、本人及びその家族への支援を行います。

また、認知症の適切な診断により早期発見・早期治療につながるよう、認知症疾患医療センターを中心とする専門的な医療体制を強化するとともに、必要なサービス基盤の充実及び高齢者の尊厳に配慮した認知症ケアを担う人材の育成などに取り組みます。

1 普及啓発と認知症の人及び家族への支援

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域住民や子供たちなど広く県民に向けて、あらゆる機会を通じて、認知症の正しい知識と理解促進のための普及啓発に取り組みます。

また、地域の見守り体制の整備や日常の生活支援など、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを進めます。

(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

現	状
○	全国の認知症高齢者数について、国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(平成27年1月)では、平成24年の462万人が、平成37年には700万人前後になると推計しています。(「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業による速報値))
○	本県の介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人数は、平成24年3月には約3.8万人でしたが、平成29年3月には約4.6万人で、要介護要支援者における認知症高齢者の割合をもとに推計すると、平成37年には、約○万人になると見込まれています。
○	認知症を正しく理解し、地域において認知症の人や家族を可能な範囲で支援する認知症サポーターの人数は、平成29年3月末現在で131,155人、地域活動のリーダー役として認知症サポーター養成講座の講師等を務める認知症キャラバン・メイトの人数は1,544人となっています。
○	市町村、地域包括支援センターや岩手医科大学附属病院では、小中学生を対象に「孫世代のための認知症講座」を開催し、子どもの頃から認知症への理解を深めることにより高齢者にやさしい地域づくりの促進を図っています。
○	県高齢者総合支援センター等では、認知症に関する普及・啓発のためのシンポジウムの開催や、「認知症の人と家族の会」の活動支援、市町村が配置している認知症地域支援推進員への研修等を行い、認知症の人の生活を地域で支える取組を行っています。

- 市町村等の窓口では、要介護認定申請の前段階で「チェックリスト」を活用し、高齢者の生活機能、身体機能等を把握したうえで、本人の状態に合わせた介護予防や生活支援サービスを提供しています。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人を地域で見守り、支え合うためには、県民の認知症に関する正しい知識と理解をさらに広めることが重要であり、普及・啓発活動の充実とともに、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトのより一層の養成が必要です。 ○ 認知症サポーターが、地域で自主的にボランティア活動や見守り支援等の担い手として活動できるような仕組みなど、認知症地域支援推進員と連携したサポーターの多様な活躍の場が必要です。 ○ 市町村によって認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成者数に差があり、養成が進んでいない市町村を中心に取組の促進が必要です。 ○ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトが、さらなる学習を行う機会の確保や、より知識を深める取組の促進が必要です。 ○ 認知症の予防や増悪防止のため、市町村の介護予防事業等において、認知症予防・支援プログラムや認知症に関する正しい知識の普及・啓発を行っていますが、一層の普及とその実践を促進することが必要です。 ○ もの忘れなどの初期段階での気づきや相談等の遅れが、認知症の疾患症状の進行につながることから、気づきから地域包括支援センターへの相談や専門医療機関へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座や小中学校における「孫世代のための認知症講座」の開催などにより、認知症サポーターの養成や、県民の認知症に関する正しい知識と理解の普及を図ります。 また、認知症キャラバン・メイトの養成を進め、地域での自主的な活動を支援します。 ○ 認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう、県高齢者総合支援センターなどでは、ホームページを活用した情報発信や、認知症キャラバン・メイトの養成を通じた地域で取り組むことができる活動事例等の紹介を行い、サポーターのネットワーク化や自主的な活動等の取組を支援します。 ○ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成講座を修了した人がさらに理解を深めたり、資質向上を図るための学習の機会を確保するなど、地域の実情に応じた活動継続のための取組を促進します。 ○ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成の取組が進んでいない市町村に対し、積極的な取組を行うよう働きかけるとともに、県高齢者総合支援センターが中心となって、養成講座の開催を支援します。 ○ 気づき段階からの地域包括支援センタ

<p>の受診等、早期対応の必要性を周知することが必要です。</p>	<p>一等への相談など、早期対応の必要性について、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員の取組により住民への普及啓発を図ります。</p> <p>○ 市町村における介護予防の取組の一環として、認知症予防・支援プログラムの普及とその実践を促進します。</p>
-----------------------------------	---

<p style="text-align: center;">保険者機能強化への支援の取組</p>	
<p>○ 市町村が認知症サポーター養成講座や孫世代のための認知症講座などを開催し、住民の認知症に関する正しい知識と理解の普及が図られるよう支援します。</p>	
<p>○ 市町村が認知症サポーター養成講座を修了した者を把握するとともに、認知症サポーターが様々な場面で活躍できるよう地域の実情に応じた取組を支援します。</p>	
<p>○ 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成講座を修了した人がさらに理解を深めたり、資質向上を図るための学習の機会を確保するなど、地域の実情に応じた活動継続のための取組を促進します。</p>	
<p>○ 早期対応の必要性について、地域包括支援センターを中心に住民への普及啓発が図られるよう支援します。</p>	
<p>○ 市町村が認知症予防・支援プログラムの普及と実践などに向けた取組を進めることができるよう支援します。</p>	

(2) 認知症の本人・家族への支援

<p style="text-align: center;">現</p>	<p style="text-align: center;">状</p>
<p>○ 認知症に関する相談支援については、市町村では地域包括支援センター等が実施しているほか、県高齢者総合支援センター、県認知症疾患医療センター等において、専門的な相談に対応しています。</p>	
<p>○ 認知症の容態に応じ、すべての期間を通じて住み慣れた地域での生活が継続できるよう、市町村が配置する認知症地域支援推進員が認知症に係る相談支援や支援体制の構築を行っています。</p>	
<p>○ 認知症介護の専門家や経験者等による「いわて認知症の人と家族の電話相談」を設置し、認知症の本人や家族からの相談に対応しています。</p>	

- 市町村では、認知症の人や家族の居場所となる「つどい」や「認知症カフェ」、家族等を対象とする介護教室、地域住民との協働による高齢者の見守り、徘徊模擬訓練等の取組が進められていますが、新オレンジプランの数値目標が見直され(平成29年7月)、認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う場の設置促進の取組は、平成32年度末までに全市町村が実施することとされています。
- 若年性認知症の人やその家族への支援を行うため、平成29年4月に基幹型認知症疾患医療センターに「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人やその家族などからの相談や個別支援に対応しています。
- 認知症行方不明者の早期発見のため、県内市町村や他の都道府県、県警本部との情報共有の仕組みを構築し、平成26年9月から運用を開始しています。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進が求められています。 ○ 保健所、市町村・地域包括支援センターなどの相談支援機能の強化や、関係機関相互の連携体制の確保が必要です。 ○ 本人・家族への支援のため、認知症の人や家族が気軽に集まり、相談や情報交換ができる居場所づくりや、認知症介護に関する知識や技術の普及、精神面を支える仕組みづくりが必要です。 ○ <u>若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援を図るため、若年性認知症の人の実態把握に努めるとともに、若年性認知症に関する正しい理解を促進する普及啓発や居場所づくり、支援ネットワークの構築が必要です。</u> ○ 認知症の人が行方不明となる事案が発生しているほか、日常生活上の買い物や預 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症施策の推進方策を協議する「岩手県認知症施策推進会議」などを通じ、認知症の人やその家族からの意見を踏まえて、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めていきます。 ○ 県高齢者総合支援センターが、地域包括支援センター職員を対象とした認知症支援に係る専門研修などを実施し、相談機能の充実・強化を支援します。 ○ 地域ケア会議に、認知症サポート医やかかりつけ医、介護従事者、認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員などが参画し、多職種連携による関係機関のネットワークの構築が図られるよう、アドバイザーを派遣し支援します。 ○ 医療機関・介護サービス事業所など支援機関の連携支援等を行う「認知症地域支援推進員」の養成などにより、市町村・地域包括支援センターを支援します。 ○ 地域の実情に応じて、市町村の認知症地域支援推進員等が中心となって、認知症の

<p>貯金の出し入れ、交通機関の利用等の暮らしにくさを感じることもあることから、地域における見守り体制の構築が急務となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人に対する虐待防止や権利擁護を図るため、成年後見制度や相談機関の利用を促進する必要があります。 ○ 認知症高齢者の自動車運転について免許証の更新時に認知症の診断を受けることが義務付けられたことにより、運転免許証を返納した認知症高齢者の移動手段の確保が必要です。 	<p>人やその家族等が集う認知症カフェ等の設置を推進し、地域住民との交流機会の拡大等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人と家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、市町村における徘徊・見守りSOSネットワークの構築や早期発見のための徘徊模擬訓練など、地域住民と行政、企業等の連携による高齢者の見守り体制の構築を促進します。 ○ 認知症の人や家族からの悩みや介護に関する相談に対応するため、認知症介護の経験のある相談員が対応する電話相談などを実施します。 ○ 若年性認知症支援コーディネーターが中心となって、若年性認知症に関する正しい理解を促進する普及啓発や支援ネットワークづくりの取組を進めます。 ○ 認知症の人に対する虐待防止や権利擁護を図るため、成年後見制度や相談機関等の利用促進について広く普及・啓発を行うとともに、市町村への情報提供などにより支援します。 ○ 認知症高齢者の移動手段の確保について、総合事業の多様なサービスにおける移動支援など、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、市町村や地域包括支援センターの取組を支援します。
---	--

保険者機能強化への支援の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県高齢者総合支援センターが、地域包括支援センター職員を対象とした認知症支援に係る専門研修などを実施し、相談機能の充実・強化を支援します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地域ケア会議に、認知症サポート医やかかりつけ医、介護従事者などが参画し、多職種連携による関係機関のネットワークの構築が図られるよう、アドバイザーを派遣し支援します。</u>

- 医療機関・介護サービス事業所など支援機関の連携に向けて調整等を行う「認知症地域支援推進員」を養成するなどにより、市町村・地域包括支援センターを支援します。
- 地域の実情に応じて、市町村の認知症地域支援推進員等が中心となって、認知症の人やその家族等が集う認知症カフェ等の設置を推進し、認知症介護の負担軽減や認知症の人や家族と地域住民との交流機会の拡大等を図ります。
- 市町村における徘徊・見守りSOSネットワークの構築や、早期発見のための徘徊模擬訓練など、地域住民と行政、企業等の連携による高齢者の見守り体制の構築を促進します。
- 若年性認知症支援コーディネーターが中心となって、若年性認知症に関する正しい理解を促進する普及啓発や支援ネットワークづくりの取組を進めます。
- 認知症の人に対する虐待防止や権利擁護を図るため、成年後見制度や相談機関等の利用促進について、市町村においても広く普及・啓発が行われるよう、市町村への情報提供などにより支援します。

2 相談・診療体制の整備

認知症の予防や早期発見、早期診断・治療体制の充実強化、相談支援体制の充実と専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症相談・診療体制づくりを進めます。

現	状
○	岩手医科大学附属病院を基幹型認知症疾患医療センターに、宮古山口病院・国立病院機構花巻病院・北リアス病院・〇〇病院を地域型認知症疾患医療センターに指定し、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺状況と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、認知症に関する情報発信、地域保健医療・介護関係者への研修等を行っています。
○	かかりつけ医の認知症診断等に関する助言を行うなど、認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師として、認知症サポート医の養成を行っており、平成 29 年 3 月末時点での養成数は 99 人となっています。
○	かかりつけ医の認知症に対する知識と診断技術の向上等を目的として、かかりつけ医認知症対応力向上研修を開催しており、平成 28 年度末時点での研修修了者数は 1,053 人となっています。

- 歯科医師や薬剤師の認知症に関する知識の充実やかかりつけ医等と連携した早期対応力の向上等を目的として、平成 28 年度から歯科医師及び薬剤師の認知症対応力向上研修を開催しており、平成 28 年度末時点での研修修了者数は歯科医師 116 人、薬剤師 188 人となっています。
- 盛岡市医師会では、認知症に関する研修を修了した医師が、「もの忘れ相談医」として認知症に関する各種の相談に応じています。
- 急性期病院等に入院した患者が認知症の場合であっても適切な対応が取れるよう、一般病院勤務の医療従事者や看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を開催しており、平成 28 年度末時点での研修修了者数は医療従事者 437 人、看護職員 80 人となっています。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新オレンジプランでは、平成 32 年度末までに認知症疾患医療センターを二次保健医療圏に少なくとも 1 センター以上指定することが取組目標とされています。</u> ○ <u>認知症サポート医研修の修了者数には地域差があり、適正な配置が確保されるよう、県医師会等と連携した研修受講の一層の働きかけが必要です。</u> ○ 認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、県内のどこに住んでいても鑑別診断や適切な医療を受けられる体制を構築することが必要です。 ○ 相談支援機関やかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局は、認知症が疑われる場合は、早い段階で認知症疾患医療センターや専門医への受診につなげ、早期診断に結びつけることが必要です。 ○ 口腔状態の悪化が生活の質の低下や認知症の悪化につながることから、適切な口腔ケアを推進することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のどこに住んでいても、軽度認知障害の段階からの診断、治療を含むサポートや認知症の鑑別診断を踏まえた適切な医療を受けられるよう、認知症疾患医療センター（基幹型 1 か所・地域型 4 か所）による各地域のかかりつけ医や関係機関、地域包括支援センターへのバックアップ体制の充実を図ります。 ○ <u>新オレンジプランを踏まえた認知症疾患医療センターの指定目標の変更については、地域の実情を見ながら、拡充の要否も含めて検討を進めます。</u> ○ かかりつけ医の認知症対応力向上研修や認知症診断等に関する相談など、地域において認知症の人への支援体制構築の役割を担う認知症サポート医が各市町村ごとに配置されるよう支援します。 ○ <u>認知症が疑われる段階での鑑別診断や適切な医療に結びつけるため、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師の認知症対応力向上研修を継続実施し、認知症への対応ができ</u>

	<p>る医療従事者の拡充を図ります。</p> <p>○ <u>医療現場における認知症対応力を高めるため、一般病院勤務の医療従事者や看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を継続実施し、認知症の人の個別性に合わせた対応ができる医療従事者の拡充を図ります。</u></p>
--	--

保険者機能強化への支援の取組	
○	<u>市町村や保険者が、認知症疾患医療センターと各地域のかかりつけ医や関係機関、地域包括支援センター等との連携の充実などに向けた取組を進めることができるよう支援します。</u>

3 認知症ケアに関する医療・介護連携の推進

<p>医療と介護が一体となり、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・介護連携を推進します。</p>
--

現	状
○	<u>市町村では、専門医や医療・介護の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問して支援する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた、包括的・集中的支援体制を構築しています。</u>
○	<u>必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うため、市町村では「認知症地域支援推進員」を設置し、医療機関や介護サービス事業所及び地域包括支援センター等地域の支援機関の連携を図るための調整等を行っています。</u>

課 題	今 後 の 取 組
○ 認知症サポート医が中心となり、医療・介護専門職や地域包括支援センター等の関係機関が連携し、認知症の早期診断・早期対応につなげるため、市町村等が設置した「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」について、地域の実情に応じた効果的な取組を推進するなど、活動の活性化が必要です。	○ 「認知症初期集中支援チーム」の効果的な運営や、「認知症地域支援推進員」の養成・資質の向上に向けた研修の実施等により、市町村の取組を支援します。
○ 歯科医師等による口腔機能の管理や薬	○ 居宅、入院あるいは施設入所のいずれの場合でも、適切な口腔機能の管理や服薬指導等が行われ、認知症の人の心身の健康が維持されるよう、歯科医師、薬剤師や介護職などの多職種による連携体制構築を支

<p>剤師による服薬指導等を通じて、これらの専門職や介護従事者が高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応することが必要です。</p> <p>○ <u>認知症の気づきから、医療・介護関係者がどのような関わりの中で認知症高齢者を支えるか、その状態に応じた役割を明確化する必要があります。</u></p>	<p>援します。</p> <p>○ <u>認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス」の作成に向けた市町村の取組を支援します。</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">保険者機能強化への支援の取組</p>	
<p>○ <u>市町村や保険者が「認知症初期集中支援チーム」の効果的な運営や、「認知症地域支援推進員」の養成・資質の向上などに向けた取組を進めることができるよう支援します。</u></p>	
<p>○ <u>市町村や保険者が、認知症の人の心身の健康維持に向けた多職種による連携体制を構築できるよう支援します。</u></p>	

4 専門的なケア体制の整備

質の高い介護サービスを提供するため、地域密着型サービス拠点の整備促進やサービスを担う人材の養成、従事者研修の実施等による資質向上を図ります。

(1) 認知症介護サービスの提供

現	状
<p>○ 認知症介護サービスの基盤として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設や認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所が設置されています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 認知症の人が地域で必要な介護サービスを受けながら安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を着実に進める必要があります。</p>	<p>○ 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所の設置を支援します。</p> <p>○ 地域における認知症介護力の向上を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設や認知症グループホーム等が有する専門知識、経験、人</p>

	材等を活用した相談や支援等の取組を促進します。
--	-------------------------

保険者機能強化への支援の取組	
○ 各保険者が、認知症介護サービス基盤の整備や、地域における認知症介護力の向上、適切な医療・介護のサービス提供の流れの明確化や連携体制の構築などに向けた取組を進めることができるよう支援します。	

(2) 認知症ケアに携わる人材の育成

現	状
○ 県では、認知症介護に従事する者の資質向上を図るため、その経験年数や職種等に応じ、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修等を実施するとともに、認知症介護指導者の養成を行っています。	

課 題	今 後 の 取 組
○ 認知症介護実践者研修などの講師役となる認知症介護指導者のさらなる養成と資質向上が必要です。	○ 認知症介護指導者等の養成研修の受講を支援し、計画的な養成を行うとともに、介護職員の認知症の人への介護対応力向上を図るため、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修等の充実に努め、認知症ケアに適切に対応できる介護従事者のより一層の拡充と資質向上を図ります。
○ <u>認知症のことをよく理解し、本人主体の良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくことが必要です。</u>	

第6 介護予防及び地域リハビリテーションの推進

高齢者が要介護状態等となることの予防又は軽減若しくは重度化の防止のため、介護予防に資する住民運営の通いの場の創出や高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進、リハビリテーション専門職の参画による介護予防の機能強化を支援するとともに、医療と介護が連携した地域リハビリテーション体制の構築を推進します。

各地域において、介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者自身の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある、効果的な介護予防の取組が展開されるよう支援します。

1 介護予防事業の推進と市町村への支援

全ての高齢者を対象に、単に運動機能や栄養状態といった心身機能の維持・改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指します。

市町村が、保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを円滑に導入できるよう支援します。

現	状
○	県介護予防市町村支援委員会を設置し、介護予防に関する専門家の意見、各地の介護予防の効果的な取組事例、統計データ等の情報提供等を通じ、市町村への支援を行っています。
○	介護予防従事者の知識及び技術の習得のため、公益財団法人いわてリハビリテーションセンター及び公益財団法人いきいき岩手支援財団に委託し、介護予防従事者研修を実施しています。
○	介護予防に資する住民運営の通いの場は、高齢者人口の概ね1割の参加を目安とされていますが、厚生労働省が実施した調査によると、平成27年に県内で通いの場に参加した人数は2,173人、高齢者人口に占める割合は0.6%となっており、全国平均の1.1%を下回る状況にあります。
○	高齢者の増加に伴い、介護予防事業を実施する市町村の保健師等のマンパワーや、事業を委託可能な社会資源（指定事業所、病院、NPO、ボランティア団体、リハビリテーション専門職数等）が不足し、対象者数に見合った事業実施体制が確保できていない市町村もあります。

課	題	今 後 の 取 組
○	市町村において、効果的な介護予防事業を実施していくためには、引き続き介護予防従事者研修会の実施や技術的助言が必	○ <u>市町村が保険者機能を発揮して、高齢者の自立支援・重度化防止を図ることができるよう、以下の取組を支援します。</u>

<p>要です。</p> <p>○ <u>介護保険制度改正により、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた次のような取組が求められています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険者は、データに基づいて地域課題を分析し、取り組む内容や目標を明確化</u> ・ <u>リハビリテーション専門職等と連携して効果的な介護予防を実施</u> ・ <u>保険者は、多職種が参加する地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援</u> <p>○ <u>「介護予防・日常生活支援総合事業」では、従来の介護給付で提供されていたサービス以外の多様なサービスを提供する市町村は一部にとどまっており、地域の実情に応じた多様なサービスの提供体制を整備することが必要です。</u></p> <p>○ <u>栄養、口腔を含む心身機能の改善や機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるとともに、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた介護予防の取組が必要</u>です。</p> <p>○ <u>住民自身が主体となって運営する体操の集いなど住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような介護予防の取組が必要</u>です。</p> <p>○ <u>生活の活発化による心身の健康の維持や、地域の人と人とのつながりの中で見守りのネットワークとしての機能の評価など、自殺予防対策の観点も取り入れた取組が必要</u>です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域課題の分析や取り組む内容・目標の明確化</u> ・ <u>専門職と協働して開催する地域ケア個別会議の運営と会議結果を踏まえた自立支援型介護予防ケアマネジメントの実施</u> ・ <u>住民運営の通いの場による介護予防活動の推進</u> <p>○ <u>市町村が、効果的かつ効率的な介護予防事業を推進することができるよう、先進的な取組事例の情報提供などを行い、市町村の事業実施を支援</u>します。</p> <p>○ <u>市町村の適切なケアマネジメントにより、専門的なサービスを必要とする方が必要なサービスを受けられるよう、市町村への助言などにより支援</u>します。</p> <p>○ <u>県介護予防市町村支援委員会において、市町村が実施する介護予防事業の分析や助言等を行い、効果的な事業実施を支援</u>します。</p> <p>○ <u>保健所や地域リハビリテーション広域支援センターなどの関係機関が、住民を対象とした講演会や研修会を開催して介護予防の普及啓発を図るなど、圏域の実情に即した市町村の介護予防事業を支援する取組を推進</u>します。</p> <p>○ <u>リハビリテーションの理念を踏まえ、高齢者の心身機能、活動、参加の各要素にバランスよく働きかけるとともに、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた介護予防事業を推進するため、公益財団法人いわてリハビリテーションセンターと一体となり、リハビリ関係団体と連携しながら、市町村の地域ケア会議や介護予防事業へのリハビリテ</u></p>
--	--

ション専門職等の参画を促進します。

- リハビリテーション専門職が介護予防事業等に円滑に関われるよう、リハビリ関係団体と連携し、意識の醸成やスキルの向上などにつながる取組を推進します。
- 高齢者が介護予防事業に参加しやすいよう、住民自身が主体となって運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していく取組を推進します。
- 「地域づくりアドバイザー」を養成・派遣し、介護予防に資する住民運営の通いの場の創出・拡充に取り組む市町村を、それぞれの地域の実情に応じて支援します。
- 元気な高齢者が介護予防事業の担い手として地域の中で社会的な役割を持つことで、自らの生きがいつくりや介護予防にもつながるよう、「シルバーリハビリ体操指導者」など介護予防ボランティア養成等の取組を推進します。
- 運動器の障害により移動機能の低下をきたし、要介護状態となるリスクを高める「ロコモティブシンドローム」や、加齢により心身の活力（運動機能や認知機能等）が弱くなっているものの、正しく介入（治療や予防）することで元に戻ることが可能な状態を指す「フレイル」の認知度の向上を図り、介護予防の必要性を高齢者等に普及する取組を推進します。
- 介護予防事業の実施に当たって、メンタルヘルス等のサポートを実施するほか、介護予防活動に携わる職員向けに自殺予防対策に係る研修を行います。

保険者機能強化への支援の取組

- 市町村が実施する介護予防事業においては、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の参画が促進されるよう、体制づくりを支援します。

2 地域リハビリテーションの推進

医療と介護が連携し、地域において包括的・継続的かつ体系的な地域リハビリテーションを展開していくための体制を整備し、一層の取組を進めます。

現	状
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、主に高齢者を対象とした保健事業や介護予防事業等の予防的な地域リハビリテーションの取組を行っています。 ○ 高齢者福祉圏域（二次保健医療圏）を基本として地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）を指定し、協力病院等との連携のもとで各圏域における地域リハビリテーションを推進しています。 ○ 関係団体の代表やリハビリ専門職などで構成される県介護予防市町村支援委員会や県地域リハビリテーション協議会、地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会等において、介護予防事業の課題や各圏域への事業展開などを検討しています。 ○ 高度なリハビリテーション機能を有する公益財団法人いわてリハビリテーションセンターを県リハビリテーション支援センターに指定し、市町村や広域支援センター等に対し、技術的な支援を行っています。 	

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の確保や地域偏在が課題となっており、地域のネットワークを活かし、限られた地域資源を有効に活用する必要があります。 ○ 市町村が取り組む「<u>地域リハビリテーション活動支援事業</u>」において、<u>訪問・通所リハビリテーションへの派遣、地域ケア会議への出席や住民運営の通いの場への支援など、リハビリテーション専門職の参画が必要</u>です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の状態に応じた適時適切なリハビリテーションの提供体制の構築を推進するため、県地域リハビリテーション協議会を開催し、その協議結果等を踏まえ、市町村を支援します。 ○ 圏域の状況や課題について情報共有し、意見交換を行うため、県リハビリテーション支援センターにおいて、地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会の開催を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県リハビリテーション支援センターにおいて圏域ごとの医療機関・介護サービス事業所職員等に対する研修の実施、市町村が行う健康づくり事業や介護予防事業等に対する技術的支援、情報提供等を行います。 ○ 各地域リハビリテーション広域支援センターが行うリハビリテーション従事者向けの研修や技術指導、ネットワークづくり、相談対応等を支援します。 ○ 地域ケア会議にリハビリテーション専門職が参画し、多職種連携による関係機関のネットワークの構築が図られるよう、アドバイザーを派遣し支援します。
--	--

保険者機能強化への支援の取組	
○	リハビリテーション専門職の市町村事業や地域ケア会議への参画、住民運営の通いの場への支援など、リハビリテーション専門職の参画による自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組を支援します。

第7 多様な住まいの充実・強化

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中であって、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる住まい等の確保を推進します。

1 老人福祉施設等の福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の生活の不安解消等に資するため、軽費老人ホーム（ケアハウス）や高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）等の整備などを支援します。

現	状
○ 環境上の理由、経済的理由により居宅において養護を受けることができない高齢者や、独居や高齢者のみの世帯で生活に不安のある高齢者が多くなっています。	

課	題	今	後	の	取	組	
○	こういう方々の不安を解消するため、市町村においては、養護老人ホームへの入所措置が必要な方の把握や入所措置を確実にを行うとともに、必要に応じて、ケアハウスや生活支援ハウスの整備を進めることが求められています。	○	養護老人ホームの設置目的を関係機関で共有し、適正な措置入所が行われるよう市町村に働きかけます。	○	入所者の経済的な負担が軽いケアハウスの整備を促進するとともに、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する生活支援ハウス等の整備を支援します。	○	入所者等のニーズに対応した質の高いサービスを提供できるよう、職員の技術の向上や居宅サービス事業者等との密接な連携を促進しながら、地域の福祉サービス提供拠点としてふさわしい機能の充実が図られるよう支援します。

2 多様で安心できる住まいの確保

サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の状態に応じた住まいと介護サービス等が一体的に提供される新しい生活空間づくりの普及を図るとともに、高齢者が安心して自宅で自立した生活ができるよう住宅のバリアフリー化を促進し、高齢者の住まいの安心を確保します。

(1) いわて高齢者住まいあんしんプランによる「住まい」の安心確保

現 状
<p>○ 高齢者が自立し、安心して暮らし続けることができる社会の構築に向けて、住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者の住まいの安心確保のための取組を進めるため、平成21年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）が改正されました。</p> <p>○ 法改正により、都道府県は、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定することとされ、本県においては、平成30年度に（仮称）第3期「いわて高齢者住まいあんしんプラン」（岩手県高齢者居住安定確保計画）を策定する予定です。</p> <p>○ 平成23年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（住宅セーフティーネット法）に基づく居住支援協議会（構成員：行政、宅地建物関係団体、福祉関係団体、居宅支援団体等）が設置されています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 居住支援協議会として、高齢者を含む住宅確保配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するとともに、高齢者が入居する賃貸住宅の管理について、施策・対策の推進を図る必要があります。</p> <p>○ 介護が必要な高齢者や高齢単身者・高齢者夫婦のみの世帯が一層増加すると見込まれていることから、高齢化の進展に的確に対応し、高齢者のニーズに応じて住まいを選択できる環境や、住み慣れた地域で安全・安心な暮らしができる環境の整備を図ることが必要です。</p>	<p>○ 住宅担当部等と連携して、（仮称）第3期「いわて高齢者住まいあんしんプラン」の策定を進め、同プランに基づいて高齢者のニーズの的確な把握と施策の展開や、高齢者の住まいに関する制度見直しへの対応に取り組めます。</p> <p>○ 岩手県居住支援協議会において、相談会の開催や情報提供により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援を行います。</p> <p>○ 高齢者の住まいに関する制度の見直しの動向を踏まえ、情報収集を行うとともに、高齢者や高齢者の住まいの提供者、サービスの提供者等への情報提供に努めます。</p>

(2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導

現 状

ア サービス付き高齢者向け住宅の普及

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正（平成 23 年 10 月 20 日施行）に伴い、サービス付き高齢者向け住宅制度が創設されました。

（サービス付き高齢者向け住宅とは、バリアフリー構造で、状況把握・生活相談その他のサービスを提供する高齢者を入居対象とした住宅であり、県、中核市及び権限移譲を受けた一部市町村が登録や事業者への指導・監督を行います。）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録数	58	68	73	83
戸数	1,147	1,377	1,481	1,904

- ほとんどのサービス付き高齢者向け住宅は、食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供するため、有料老人ホームに該当しています。

- 全国的に見ると、サービス付き高齢者向け住宅に併設された介護事業所が不適切な介護保険サービスを提供して問題となっている事例があります。

- 平成 27 年 4 月 1 日より有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅への新規入居者は、住所地特例の対象となりました。

※ 住所地特例とは、介護保険制度では、住民票所在の市町村が保険者となるのが原則ですが、サービス付き高齢者向け住宅の所在する市町村の財政負担が過重とならないようにするため、特例として、入居者が入居前（住民票移転前）の市町村の被保険者となる仕組みです。

イ 有料老人ホームへの指導

- 有料老人ホームは、自宅と施設の中間的位置づけの住まいとして、年々増加しています。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置数	141	143	149	162
定員数	2,545	2,603	2,642	3,083

- 全国的に、平成 28 年 7 月 1 日時点での有料老人ホームの定員が 457,918 人、平成 28 年 9 月 30 日時点のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が 206,929 戸と年々増加しており、平成 28 年 10 月 1 日時点の特別養護老人ホームの利用者数 578,900 人を上回る状況となっています。

- 全国的に未届の有料老人ホームが増えており、平成 28 年 6 月 30 日時点で 1,207 件となっています。

○ 老人福祉法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産の恐れがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における県による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、情報公表の充実を図ることにより、事業者の法令順守や入居者保護の強化を図ることとなりました。

課 題	今 後 の 取 組
<p>ア サービス付き高齢者向け住宅の普及</p> <p>○ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅における入居者への処遇等は、平成 27 年 7 月 1 日から指導対象となっていますが、現時点においては指導検査が一部しか実施できておらず、実態把握が十分ではありません。</p>	<p>ア サービス付き高齢者向け住宅の普及</p> <p>○ 住宅担当部と緊密に連携し、高齢者向け住宅の供給を支援するとともに、サービス付き高齢者向け住宅で適切な介護保険サービスが提供されるよう指導等を行います。</p> <p>○ サービス付き高齢者向け住宅に対する計画的な立入検査の実施や定期報告の徴収により、実態を把握するとともに、利用者が安心して入居できるよう、ホームページ等により情報提供を行います。</p> <p>○ 住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅について、保険者間での事務が円滑に進むよう、保険者への情報提供を行います。</p>
<p>イ 有料老人ホームへの指導</p> <p>○ 事業者が様々な分野から参入しており、利用者が安心して入居できるよう、サービス等の質の確保・向上が必要です。</p> <p>○ 有料老人ホームとしてのサービスの質を確保するため、未届の有料老人ホームに対する届出の徹底や、指導・助言が必要です。</p> <p>○ <u>有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、指導監督の仕組みを強化するとともに、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表が必要です。</u></p>	<p>イ 有料老人ホームへの指導</p> <p>○ 開設後は定期的な報告の徴収や立入検査等を通して、施設に対する指導・助言を行い、サービス等の質の確保・向上を図るとともに、未届けの有料老人ホームに対しては、市町村の介護保険部局等の関係部署や市町村の地域包括支援センター等と連携し、実態把握や届出促進に向けて取組めます。</p> <p>○ <u>岩手県有料老人ホーム設置運営指導検査要領に、悪質な有料老人ホームに対し業務停止命令を発令できるよう規定し、事業の適正運営の確保を図ります。</u></p> <p>○ <u>事業停止命令や倒産等の際に、有料老人</u></p>

	<p>ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、他の住まいへの円滑な入居支援や入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行います。</p> <p>○ <u>入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令順守の確保を図るため、有料老人ホームの情報公表を行います。</u></p>
--	--

(3) 高齢者にやさしい住まいづくり

現	状
<p>○ 介護が必要な高齢者等が、自宅で自立した生活ができるよう、また、介護者の負担を減らすよう、段差の解消や手すりの設置、浴槽・トイレ等の改修を行う場合に、介護保険給付に加え、住宅改修に必要な経費を市町村とともに助成しています。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 高齢者のニーズや意向に応じて、住み慣れた地域で安全・安心な暮らしができるよう、住宅改修により居宅での生活環境整備を図る必要があります。</p>	<p>○ 高齢者等が自宅で自立した生活を継続できるように、市町村や住宅部局等と連携し、高齢者等の身体状況などに適合した住宅改修を支援します。</p> <p>○ 県高齢者総合支援センターにおいて、住宅改修に関する知識の習得や技術の向上を目的とした研修を行います。</p> <p>○ 県が行う高齢者向け住宅リフォーム相談員の研修会で、制度の周知を図ります。</p>

保険者機能強化への支援の取組
<p>○ 市町村が行う住宅改修事業への補助を行っています。</p>

第8 介護を要する高齢者等への支援

介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援します。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進し、入所待機者の解消を進めます。

1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方

- 2025年を見据えて各地域で地域包括ケアシステムが構築されるよう、中長期的に必要な各種介護サービスの水準を推計しながら、各地域で求められるサービス基盤の計画的な整備を支援します。
- 居宅サービスや地域密着型サービスの利用が高まるよう、サービスの提供体制の充実を支援します。
- 要支援者が、重度化しないよう介護予防ケアマネジメントの充実を図り、介護予防サービスの利用促進を図ります。
- 地域の介護サービスの拠点となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の計画的な整備を促進し、入所待機者を解消するよう努めるとともに、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を支援します。
- 医療と介護の連携を図り、医療機関と在宅を結ぶ介護老人保健施設の計画的整備や機能の向上を支援します。

(1) 居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実

現	状
○	本県での居宅サービスの利用は、改善傾向にあるものの全国に比較して低調です。
○	第6期整備計画に対し、地域密着型サービスの整備の進捗は遅れている状況です。
○	地域密着型のサービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、地域包括ケアシステムの構築のために重要なサービスとされていますが、効率・採算の面や人材不足等から、介護サービス事業所からの整備希望がないため、多くの市町村で整備計画がない状況です。
○	介護保険制度の改正が行われ、保険者機能の強化の観点から、在宅サービスの事業者指定に当たって保険者が意見を提出するなど関与する仕組みが追加されました。

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 今後も増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護の整備が必要です。</p>	<p>○ 利用者が住み慣れた地域で必要とするサービスを選択できるよう市町村と連携し、各サービスの基盤整備を促進するとともに、サービス内容の周知を図ります。</p> <p>○ <u>市町村が介護保険事業計画に基づいて行う地域密着型サービスの整備に対し補助を行うなど、サービス提供体制の強化を支援します。</u></p>

(2) 介護保険施設の整備・充実

現	状
<p>○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ早期入所が必要な在宅の方は平成 29 年 4 月 1 日現在で 985 人となっており、入所待機者解消のため、計画的に施設整備が進められていますが、高齢化の進行により、入所待機者は増加傾向にあります。</p> <p>○ 介護保険制度改正により、平成 27 年度から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所は原則要介護 3 以上の方が対象となりました。</p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ ユニットケアを実践する施設が増加しており、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したケアを行うため、職員の育成が必要です。</p>	<p>○ 市町村が、サービス見込量を基に定めた施設整備計画を達成できるよう支援し、入所待機者の解消に努めます。</p> <p>○ ユニットケアを実践する施設の介護の質の向上のため、従事する介護職員の研修を支援します。</p> <p>○ 要介護 1、2 の方であっても、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難な場合は、市町村の適切な関与の下、特例により入所できる場合があることを周知するとともに、特例の取扱いが適切に行われるよう支援します。</p> <p>○ <u>平成 30 年度に創設される施設サービスの介護医療院について、医療機関等に必要</u> <u>な情報提供を行います。</u></p>

(3) 施設の安全対策

現	状
<p>○ <u>東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号により多大な被害を受けましたが、依然として非常災害対策計画を策定していなかったり、避難訓練を実施していない施設等があります。</u></p>	
<p>○ <u>平成 29 年 6 月に水防法等が一部改正され、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域に立地する施設等においては、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。</u></p>	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ <u>非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられている施設はもちろんのこと、義務付けのない施設にあっても、立地する地域の状況等に応じた計画を早急に策定し、避難訓練を実施する必要があります。</u></p>	<p>○ <u>非常災害対策計画の優良事例を施設等、関係団体、市町村等に情報提供し、計画の策定や避難訓練の実施を支援します。</u></p>
<p>○ <u>平成 28 年 7 月 26 日に発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設での殺傷事件を受け、外部からの不審者の侵入防止への対応が求められており、地域に開かれた施設であることと安全確保の両立が必要です。</u></p>	<p>○ <u>指導監査調書等に非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況を確認する項目を設け、指導監査時に点検し、指導・助言を行います。</u></p>
	<p>○ <u>施設等に対して防犯の点検項目を示すとともに、関係機関等との安全確保のための情報交換や必要な協力要請に取り組みます。</u></p>

2 サービス種別の見込量

<p>○ <u>市町村では、国が示した指針に基づき、いわゆる団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年、あるいは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを実現することを念頭において見込量を設定しています。</u></p>
<p>○ <u>県では、市町村の介護保険事業計画を基礎として、介護サービス種別ごとにサービス見込み量を高齢者福祉圏域ごとに設定しています。</u></p>
<p>○ <u>平成 30 年度以降の見込み量の設定に当たっては、介護サービスの見込量と医療計画の在宅医療の整備目標の整合性を図る必要があることから、地域の医療・介護関係者による協議の場を通じ、整合性の確保を図りました。</u></p>

(1) 居宅サービス

現	状
【見込量の設定の考え方（全県）】 ○ 居宅サービスの見込量は、市町村が介護保険事業計画において定める見込量との整合を図っています。 ○ 特定施設入居者生活介護については、市町村が介護保険事業計画において設定した必要者数を勘案しながら、必要利用定員総数を設定しています。	
【市町村における見込量の設定の考え方】 介護保険事業計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について、分析評価を行い、現に利用している方の数、利用者の意向、地域密着型サービス必要量の見込み、地域の実情等を考慮したうえで、各年度における居宅サービスの種類ごとの必要量の見込みを定めています。	

(2) 地域密着型サービス

現	状
【見込量の設定の考え方（全県）】 地域密着型サービスの見込量は、市町村が介護保険事業計画において定める見込量との整合を図り、高齢者福祉圏域ごとに設定しています。	
【市町村における見込量の設定の考え方】 介護保険事業計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について、分析評価を行い、現に利用している方の数、利用者の意向、地域の実情等を考慮したうえで、各年度における地域密着型サービスの種類ごとの必要量の見込みを定めています。	

(3) 施設サービス

現	状
【必要入所定員総数の設定の考え方（全県）】 各施設における必要入所定員総数は、サービス利用の実績や施設入所希望者数等の地域の実情を考慮し、高齢者福祉圏域内の市町村が設定した必要者数を勘案しながら設定しています。	
【市町村における見込量の設定の考え方】 介護保険事業計画策定時点における介護給付等対象サービスの給付実績について、分析評価を行い、現に利用している方の数、施設入所希望者数等利用者の意向、地域の実情等を考慮したうえで、各年度における施設サービスの必要者数の見込みを定めています。	

第9 介護人材の確保及び介護サービスの向上

増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の量的確保と質的向上を図るとともに、職員がやりがいをもって働けるよう、労働環境や処遇の改善を図ります。

高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスを受け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、サービス事業者の育成を図ります。

常に質の高いサービスが提供されるよう、研修等の充実を図り、介護職員の資質の向上を促進します。

1 サービス従事者の確保及び専門性の向上

要介護者等の生活を直接的に支援する介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な存在であることから、その確保に関する取組を、「参入の促進」「専門性の向上」「労働環境・処遇の改善」の3つの視点から、総合的に進めていきます。

(1) 参入の促進

現	状
○	平成29年4月における県内の介護職の有効求人倍率は2.15倍(パート含む常用)で、全国の介護職の有効求人倍率3.13倍(パート含む常用)と比べると低い水準にあり、県内の全産業の有効求人倍率1.42倍(季節調整値)と比べると高い水準にあります。(岩手労働局「岩手県内の一般職業紹介状況」及び厚生労働省「一般職業紹介状況」)
○	県内の介護職の有効求人倍率の変化を見ると、平成25年1.02倍、平成26年1.43倍、平成27年1.56倍、平成28年1.74倍、平成29年2.15倍となっており、年々上昇しています。(各年4月時点、岩手労働局)
○	ホームヘルパーや介護福祉士などの介護職について、イメージに近いものはどれか聞いたところ、「夜勤などがあり、きつい仕事」を挙げた者の割合が65.1%と最も高く、以下、「社会的に意義のある仕事」(58.2%)、「給与水準が低い仕事」(54.3%)、「やりがいのある仕事」(29.0%)などの順となっています。(複数回答、上位4項目、内閣府「介護保険制度に関する世論調査」(2010年9月))
○	県内の介護福祉士を養成する学校等における定員充足率は、平成25年度76.6%、26年度66.7%、27年度39.4%、28年度33.6%となっており定員割れの状況が続いています。平成29年度の定員充足率は40.5%となっており全国(45.7%)と比べてやや低い値になっています。
○	介護職の業務実施状況をみると、有資格者である介護福祉士とそれ以外の者で明確な業務分担はされていません。
○	平成29年9月から在留資格に「介護」が追加されたほか、同年11月から外国人技能実習制度に介護職種が追加されるなど外国人介護人材に関する制度が整備されていま

す。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の平成○年度の介護人材の需要数（推計）は○人、供給数（推計）は○人で、介護職員は○人不足することが見込まれ、介護人材を確保していく必要があります。 ○ 介護の仕事に対するネガティブな情報が先行しており、中高生が進路を選択する際に介護分野を避ける要因の一つとなっていることから、介護の仕事に関する不安を払拭する必要があります。 ○ 介護福祉士を目指す学生を増やすとともに、介護未経験者の参入も促進していくことが必要です。 ○ 限られた人材で利用者の多様なニーズに対応していくためには、専門性に応じた業務分担を行うなど機能分化を進めていく必要があります。 ○ 介護人材の追加的確保のためには、多様な人材を受け入れられるよう、事業所の受け入れ体制を整備していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材確保のための介護未経験者を含む人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図ります。 ○ 介護の仕事から離職した方が、再び介護の職場に復帰できるよう支援します。 ○ メディアの活用や職場体験等を通じて、介護の仕事のイメージアップを図るとともに理解を深め、参入を促進します。 ○ <u>市町村や関係団体等が行う介護の魅力発信等の取組に対し、補助金を交付し支援します。</u> ○ 介護福祉士を目指す学生を増やすため、介護福祉士を養成する学校等との連携により、介護福祉士養成の取組を促進します。 ○ <u>多様な人材の参入を図るため、新たに創設される介護入門者の育成・参入促進事業や外国人介護人材に関する各制度の適切な活用を支援します。</u>

保険者機能強化への支援の取組

- 市町村や関係団体等それぞれの役割に応じた魅力発信事業等の取組に対し、補助金を交付し支援していきます。

(2) 専門性の向上

現	状
<p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度のホームヘルパー 2 級課程の修了者は 2,201 人でしたが、平成 25 年の初任者研修課程の創設以降 25 年度 1,894 人（ホームヘルパー 2 級課程含む）、26 年度 1,166 人、27 年度 952 人、28 年度○人となっており修了者数の減少傾向が続いています。 	

○ 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）は、平成 29 年 10 月現在、県立高等学校や民間の養成機関等 60 か所で行われています。

○ 平成 30 年 2 月現在、約○人が喀痰吸引等の業務従事者認定証の交付を受けています。

【介護福祉士】

○ 平成 30 年○月現在、介護福祉士登録者数は○人となっています。

○ 介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって介護及び介護に関する指導を行う介護の中核としての役割を担うことが求められています。

○ 介護福祉士に求められる資質を修得できるよう平成○年から養成課程の見直しが行われます。

【介護支援専門員】

○ 介護保険制度の要として支援を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるよう、各種サービスを調整する専門職として、約 2,600 人が実務に就いています。（岩手県内、平成 29 年 4 月時点）

○ 地域包括ケアシステムにおいては、地域住民と複数の専門職をつなぎ、地域の課題を解決するための中核的な役割を担うことが期待されています。

【その他のサービス事業者】

○ 地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの需要が増えています。

○ 本県の「第○次 看護職員需給見通し」によると、平成○年の看護職員全体の需要数○○○人に対して、供給数○○○人となっており、○人の不足が見込まれています。

また、近年需要が増大している福祉・介護分野におけるサービス提供が求められています。

課 題	今 後 の 取 組
○ 適切な介護サービスを提供できるよう、介護に要する基本的な知識・技能を習得し、介護業務を実践できる人材を養成する必要があります。	○ 介護職員初任者研修の適切な実施を確保します。
○ 高齢化の進展に伴い、介護施設における	○ 限られた人材で効率的に介護サービスを提供するために、介護事業所内での機能分化を促進します。

<p>医療的ケアのニーズは拡大していることから、医療的ケアに従事できる介護職員を養成していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提供する介護サービスの向上及び介護職員のキャリアパスの確立のため、専門性を向上させる資格の取得が必要です。 ○ 介護ニーズの複雑化・多様化等に対応するため、グループによるケアの中核となるような介護福祉士を養成する必要があります。 ○ 介護サービスの向上及び介護職員のキャリアパスの確立のため、専門性を向上させる資格の取得が必要です。 ○ 介護保険制度の要として質の高いケアプランを提供することのできる専門職を養成する必要があります。 ○ 自立支援・重度化防止に資する利用者本位のケアマネジメントを実現するため、医療職をはじめとした多職種連携・協働を強化する必要があります。 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材を地域全体で育成する仕組みが求められています。 ○ 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの需要に応えるための対策が必要です。 ○ 介護分野での従事など、高齢社会の多様化・高度化したニーズに応えられる看護職員を量・質とも確保していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業所に就職した介護未経験者が、働きながら資格を取得できるよう支援します。 ○ 介護職員の職業能力の「見える化」を進め、継続的な質の向上を促します。 ○ 県が引き続き喀痰吸引等の医療的ケア研修を実施するとともに、登録研修機関等と連携し、医療的ケアに従事できる介護職員の養成を行います。 ○ 新しいカリキュラムに対応した介護福祉士養成研修の適切な実施を確保します。 ○ 限られた人材で効率的に介護サービスを提供するために、介護事業所内での機能分化を進めます。 ○ 介護職員のキャリアパス確立のため、介護職員が意欲に応じて介護福祉士の資格を取得できるよう支援します。 ○ ケアマネジメントに係る技術の向上や地域包括ケアシステムにおける役割理解のため、キャリア段階に応じた法定研修を継続して実施します。 ○ 介護支援専門員の実務能力の向上と主任介護支援専門員の資質向上を図るため、地域全体で展開する実習型研修(地域同行型研修)を実施します。 ○ 多様化・高度化する利用者のニーズに対応したサービス提供のため、職能団体と連携して資格者の資質向上を促進します。 ○ 様々な利用者のニーズ等に対応したサービス提供のため、理学療法士、作業療法士等の確保を推進します。
---	---

	○ 介護など多様な分野で就業する看護職員の資質向上のため、各種研修の実施及び充実を図ります。
--	--

(3) 労働環境・処遇の改善

現	状
○ 平成 28 年度における県内の介護従事者の所定内賃金（月給の者）は 202,342 円であり、全国の介護従事者の所定内賃金（月給の者）224,848 円と比較すると低い水準にあります。（(公財) 介護労働安定センター及び (公財) 介護労働安定センター岩手支部「平成 28 年度介護労働実態調査」）	
○ 県内の介護従事者の平均賃金の推移を見ると、平成 26 年度 196,491 円、平成 27 年度 193,102 円、平成 28 年度 202,342 円となっており、緩やかに上昇しています。（(公財) 介護労働安定センター岩手支部「平成 28 年度介護労働実態調査」）	
○ 平成 29 年 4 月における県内の処遇改善加算届出率は 91.1%であり、全国の届出率 89.7%と比較すると高い水準にあります。（厚生労働省「介護給付費等実態調査」の特別集計）	
○ 平成 28 年度における県内の介護職の離職率は 14.1%で、全国の介護職の離職率 16.7%と比較すると低い水準にあり、全国における全産業の離職率 15.0%と比較しても低い水準にあります。（厚生労働省「雇用動向調査」、(公財) 介護労働安定センター及び (公財) 介護労働安定センター岩手支部「平成 28 年度介護労働実態調査」）	
○ 県内の介護職の離職率の変化を見ると、平成 25 年度 11.3%、平成 26 年度 10.8%、平成 27 年度 14.4%、平成 28 年度 14.1%となっており、近年の離職率は 14%台で推移しています。（(公財) 介護労働安定センター「平成 28 年度介護労働実態調査」）	
○ 平成 28 年度介護労働実態調査結果岩手県版（(公財) 介護労働安定センター岩手支部）によると、介護職員の働く上での悩みとして、「仕事内容のわりに賃金が低い」、「有給休暇が取りにくい」、「身体的負担が大きい」等があり、退職理由としては、「職場の人間関係に問題があったから」「収入が少なかったため」等があります。	

課 題	今 後 の 取 組
○ 限られた人材により適切な介護サービスを提供するためには、介護事業所等において役割や業務を分ける機能分化が必要です。	○ 介護職員の処遇改善等について引き続き関係団体等へ働きかけを行うとともに、有効な取組等を情報提供します。 ○ 本人の能力や役割分担に応じたキャリ

<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業所において、働き手のニーズに合わせた短時間勤務の導入や、子育て支援等のための働きやすい環境の整備、賃金水準の改善が必要です。 ○ 介護人材の定着促進を図るため、キャリアパスを確立し、職員のモチベーションを向上させ、離職防止を図る必要があります。 ○ <u>介護ロボットを活用し、従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図る必要があります。</u> ○ <u>ICT の活用や業務プロセスの見直しにより、事務負担を軽減し生産性の向上を図る必要があります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アパスの構築を支援します。 ○ 介護の仕事に就いた者の離職防止及び定着促進を図ります。 ○ 介護事業者や被災地の高齢者サポート拠点に勤務する介護関係資格を持たない職員を対象として、働きながら介護職員初任者研修を受講させる取組を推進し、介護人材を育成する事業者を支援します。 ○ <u>離職した介護人材の届け出制度を周知し、ニーズに応じた復職を支援します。</u> ○ <u>介護従事者の負担軽減を図るため、介護事業所における介護ロボットの導入を支援します。</u> ○ <u>ICT の有効活用事例等を紹介し、県内事業所における活用の普及を図ります。</u>
---	--

2 介護サービス事業者の育成・支援

高齢者が、いつでもどこでも適切なサービスを受けることができるよう、施設整備の支援等を通じて地域密着型事業者の参入促進を図り、サービスの偏在の解消に努めます。

また、介護サービス事業者の適正な事業運営による質の高いサービスの確保を目指し、市町村等と連携し、その育成を支援します。

現	状
<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス事業者は、人口の多い都市部では年々増加していますが、人口が少ない地域では参入する事業者が少ないなど、地域によって偏りがあります。 ○ サービス事業者への指導について、市町村には地域密着型サービス事業者に対する指導監督権限のほか、県指定の事業者に対しても立入権限が付与されています。 ○ 県は市町村（中核市を除く）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導を実施しています。（平成 27 年度に東北厚生局から県に権限が移譲されています。） ○ 居宅介護支援事業所の指定及び指導監督業務が平成 30 年度に都道府県から市町村へ 	

移管されます。

- 社会福祉法による福祉サービス第三者評価や、介護保険法による外部評価の実施を通じ、介護サービスの質の確保を行っています。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none">○ サービス事業者の参入を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう、資質向上の取組が必要です。○ 介護サービス事業所には、利用者からの苦情相談が寄せられたり、実地指導の際に不適切な事業運営が認められることもあり、各事業所における適正な事業運営体制の確保が必要です。○ 市町村が行う集団指導や実地指導の平準化を図ることが必要です。○ <u>市町村において居宅介護支援事業所の指定及び指導監督業務が円滑に行われるよう支援が必要です。</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 計画的に集団指導や実地指導を実施していきます。○ 市町村と連携し、苦情や相談が寄せられた事業者を適切に指導します。○ 介護報酬の改定や制度改正については、保険者と連携して説明会を開催したり、集団指導や個別相談等を行うことにより、県内の事業者が円滑に対応できるよう周知の徹底を図ります。○ 市町村が行う介護サービス事業者の指定や指導の平準化が図られるよう、研修会の開催や地域密着型サービス事業者への合同指導を実施し、技術的助言を適切に行う等、市町村の事業者指導を支援します。○ 福祉サービス第三者評価や外部評価の積極的な受審を促進し、サービスの質の向上を図ります。

3 介護サービス情報公表制度の推進

介護サービスの利用者やその家族等が介護に関する的確な情報を得られるよう情報公表制度の周知と事業趣旨の啓発に努めるとともに、介護事業者自らが介護情報を公表することを通じて、サービスの質の向上につながるよう支援します。

現 状
<ul style="list-style-type: none">○ 介護サービス情報の公表制度は平成 18 年から開始されており、「介護サービス情報公表システム」によりインターネットを使用して情報が得られ、介護事業者を比較するなど、サービス選択の方法の一つとして活用されています。○ 県において国のガイドラインを踏まえた調査指針を策定し、知事が必要と認めるとき

に、介護事業者の報告内容が正しいか調査を実施しています。

また、システムは国が構築、管理しており、スマートフォンでも情報が得られるようになる等システムの改良が進められています。

課 題	今 後 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ システムのメリットを県民に十分理解してもらえるよう、制度の周知を行う必要があります。 ○ システムの周知のほか、インターネットを使い慣れていない高齢者が容易に情報を入手できるよう、工夫が必要です。 ○ 介護サービス情報の公表が、介護事業者のサービスの質の向上につながるよう、制度の周知と普及啓発が必要です。 ○ システムに公開している情報は、介護事業者の自己申告によるため、報告内容の正確性を確認することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス利用者が、身近なところで介護サービスや介護事業者などの情報を得られ、介護事業者を選択する方法として活用されるよう、県の広報媒体等を活用するなどして、システムの存在を周知するとともに、その充実について国に働きかけます。 ○ インターネットを使い慣れていない方でも、容易に情報を入手し活用することができるよう、システム利用に際しケアプランを作成する介護支援専門員からの協力が得られるよう配慮します。 ○ 情報の公表を通じて、適切で質の高いサービスの提供が行われているかを介護事業者自らが確認できる制度でもあることをPRします。 ○ 利用者に提供される情報の正確性を担保するため、国のガイドラインを踏まえて策定した調査指針に則り、報告内容に対する調査を行い、適切な制度運営を行います。

保険者機能強化への支援の取組

- サービス利用者が、身近なところで介護サービスや介護事業者などの情報を得られ、介護事業者を選択する方法として活用されるよう、県の広報媒体等を活用するなどして、システムの存在を周知するとともに、その充実について国に働きかけます。

4 相談・苦情への適切な対応

市町村、国保連等との機能分担を図りつつ、関係機関の連携による総合的な苦情解決の取組を継続して進めます。

市町村における要介護認定処分等に対する不服申立ての審査について、引き続き適正な処理を行います。

現 状
<p>○ 介護保険サービスに関する相談や苦情は、身近な市町村や地域包括支援センターにおいて受け付けているほか、専門的な事案は苦情処理機関に位置づけられている国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」と表記）でも受け付けています。</p> <p>また、介護保険制度に関する相談は、地域包括支援センターに多く寄せられるようになっており、同センターでは事業者等に対する調査・指導・助言を行っています。</p> <p>○ 介護サービスに関する利用者とのトラブルの多くが説明不足等から生じており、利用者の求めるサービス内容と制度上のサービス内容の乖離もあります。</p> <p>○ 介護サービスに関する相談や苦情は、減少傾向にありますが、その内容は複雑化、多様化し、解決までに時間を要するケースが増えています。</p> <p>○ 県では、要介護認定又は要支援認定及び保険料の賦課決定など、保険者が行った処分に対する不服相談の対応をしています。</p>

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 住民からの相談や苦情に適切に対応できるよう市町村等の職員の育成が必要です。</p> <p>○ 利用者の介護保険制度に関する理解不足による相談や苦情も多い状況であり、利用者や家族等と直に接する事業者の丁寧な説明が必要です。</p>	<p>○ 地域で介護サービスに関する相談や苦情に対応するとともに、必要なサービス情報を提供できるよう、市町村における総合相談窓口の機能強化を支援します。</p> <p>○ 国保連と連携し意見交換会を行うとともに、研修会を開催し、市町村等の対応職員の資質向上を図ります。</p> <p>○ 苦情等に際しては、国保連や関係機関が必要に応じて訪問調査を実施し、指導・助言を通じて、サービスの改善や質の向上図ります。</p> <p>○ 認定審査結果等に対する不服がある方からの審査請求については、県が設置している介護保険審査会において審査を行います。</p>

第10 介護給付適正化の推進

適切な介護サービスが提供される体制の確立と介護給付費の不適切な給付を防止する観点から、保険者が実施する介護給付適正化事業等を支援し、介護保険制度の適正な運営を図ります。

1 保険者による介護給付適正化事業の推進

保険者や岩手県国民健康保険団体連合会等と連携し、保険者が主体的に介護給付適正化事業に取り組めるよう必要な支援を行っていきます。

現 状

○ 県では、平成27年3月に策定した第3期介護給付適正化支援計画に基づき、保険者の取組を支援してきました。

○ 保険者が取り組む介護給付適正化事業の主要5事業のうち、縦覧点検については、平成27年度から県内全ての保険者が実施しているところであり、平成28年度は、過誤件数603件と効果が上がっています。

しかし、「要介護認定の適正化」及び「縦覧点検」以外の取組の実施率は全国平均に比して低い状況です。

【介護給付適正化主要5事業】

主要5事業の事業名	事業内容
1 要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者や介護支援専門員等が実施した要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検するものです。
2 ケアプランの点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの資料提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者が点検及び指導を行うものです。
3 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	
(1) 住宅改修の点検	居宅介護住宅改修費の申請時に受給者宅の実態確認、受給者の状態確認又は工事見積書の点検を行うほか、竣工後の訪問調査等により施工状況の点検を行うものです。
(2) 福祉用具購入・貸与調査	福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検するものです。
4 介護給付費通知	保険者から受給者本人（又は家族）に対して、事業者からの介護報酬の請求及びサービスに要した費用の状況等について通知するものです。
5 縦覧点検、医療情報との突合	
(1) 縦覧点検	受給者ごとに複数月・複数枚にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行うものです。
(2) 医療情報との突合	医療保険の受給情報等と介護保険の受給者台帳情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等の点検を行うものです。

【実施状況】

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	実施 保険者数	実施割合	実施 保険者数	実施割合
要介護認定の適正化	23	95.8%	23	95.8%
ケアプランの点検	13	54.2%	10	41.7%
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	13	54.2%	14	58.3%
住宅改修の点検	13	54.2%	14	58.3%
福祉用具購入・貸与調査	8	33.3%	8	33.3%
介護給付費通知	12	50.0%	12	50.0%
縦覧点検、医療情報との突合	24	100.0%	24	100.0%
縦覧点検	24	100.0%	24	100.0%
医療情報との突合	12	50.0%	12	50.0%
給付実績の活用	1	4.2%	1	4.2%

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 介護給付適正化実施状況調査(厚生労働省調査)では、事業を実施できなかった理由として、多くの保険者が「平常業務が多忙」「担当職員が不足している」「専門的な知識を有する職員等がない」ということを挙げていることから、平常業務が多忙であったり、担当職員が不足している中であっても事業を確実に実施できるよう、効率的な実施が必要です。</p> <p>○ 「要介護認定の適正化」については、業務分析データや e-ラーニングシステムの活用による適正化への取組が必要です。</p> <p>○ 「ケアプランの点検」については、ポイントを絞って点検を行うことや簡単なマニュアルを整備するなどの工夫が必要です。</p> <p>○ 「住宅改修の点検」については、住宅改修の施工前、施工後、施工前後のいずれかに受給者宅への訪問調査を実施することが義務付けられていることから、各保険者においては、他の業務で出張する際に、併せて住宅改修を行った受給者宅へ訪問するなどの工夫が必要です。</p>	<p>○ <u>介護給付適正化事業の実施主体は保険者であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要であるため、県としては、保険者や岩手県国民健康保険団体連合会等と連携し、実施が低調な保険者の背景にある様々な実施の阻害要因を把握・分析し、保険者が主体的に取り組めるよう必要な支援を行っていきます。</u></p>

- 「福祉用具購入・貸与調査」については、ポイントを絞って調査を行うことや簡単なマニュアルを整備するなどの工夫が必要です。
- 「介護給付費通知」については、年に1、2回程度から始めるなどの工夫が必要です。
- 「医療情報との突合」については、年に1、2回程度でも実施できるような工夫が必要です。

【主要5事業等の主な支援策】

事業名	支援策
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定調査従事者を対象に要介護認定調査員研修を年2回開催 ・ 介護認定審査会委員を対象に介護認定審査会委員研修を年1回開催 ・ 要介護認定に係る主治医意見書を作成する医師を対象に主治医研修を年1回開催
ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護給付適正化セミナーの開催 ・ 保険者における事例発表会及び意見交換会開催 ・ 介護給付適正化推進特別事業を活用した専門職等の派遣
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	<p>【住宅改修の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員養成講習会に講師を派遣し、県内建築士を対象に、介護保険における住宅改修制度や県補助制度の講義を実施 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者における事例発表会及び意見交換会開催
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保連に対し、介護給付費通知について、保険者から受託できる体制の整備について、検討するよう働きかけを行う。 ・ 地域支援事業（任意事業）の活用促進
縦覧点検、医療情報との突合	<p>【縦覧点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から全保険者で実施しており、引き続き国保連と連携しながら実施を支援 <p>【医療情報との突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療における前期高齢者（国保分）については、市町村や県の担当課と連携し、実施に向けた環境整備を検討 ・ 後期高齢者については、平成27年度から全保険者で実施しており、市町村や後期高齢者医療広域連合等と連携しながら実施を支援
国保連システム活用・指導監査	<p>【指導監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（各広域振興局等）が実施している集団指導において、保険者の同席を促し、ノウハウを伝達できるよう、県庁と各広域振興局等の連携を促進

【実施目標】

	平成 30 年度目標		平成 31 年度目標		平成 32 年度目標	
	保険者単位 の実施率	件数・月数 単位の実 施率	保険者単位 の実施率	件数・月数 単位の実 施率	保険者単位 の実施率	件数・月数 単位の実 施率
要介護認定の適 正化						
ケアプランの点 検						
住宅改修の点 検、福祉用具購 入・貸与調査						
住宅改修の点 検						
福祉用具購入 調査						
福祉用具貸与 調査						
介護給付費通知						
縦覧点検、医療 情報との突合						
縦覧点検						
医療情報との 突合						

検討中

※ 件数単位の実施率：要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具
購入・貸与調査
月数単位の実施率：介護給付費通知、医療情報との突合・縦覧点検

保険者機能強化への支援の取組

- 介護給付適正化事業の実施主体は保険者であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要であるため、県としては、保険者や国民健康保険団体連合会等と連携し、実施が低調な保険者の背景にある様々な実施の阻害要因を把握・分析し、保険者が主体的に取り組めるよう必要な支援を行います。

【主要5事業等の主な支援策】

事業名	支援策
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査従事者を対象に要介護認定調査員研修を年2回開催 介護認定審査会委員を対象に介護認定審査会委員研修を年1回開催 要介護認定に係る主治医意見書を作成する医師を対象に主治医研修を年1回開催
ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付適正化セミナーの開催 保険者における事例発表会及び意見交換会開催 介護給付適正化推進特別事業を活用した専門職等の派遣
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	<p>【住宅改修の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員養成講習会に講師を派遣し、県内建築士を対象に、介護保険における住宅改修制度や県補助制度の講義を実施 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者における事例発表会及び意見交換会開催
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> 国保連に対し、介護給付費通知について、保険者から受託できる体制の整備について、検討するよう働きかけを行う。 地域支援事業（任意事業）の活用促進
縦覧点検、医療情報との突合	<p>【縦覧点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から全保険者で実施しており、引き続き国保連と連携しながら実施を支援 <p>【医療情報との突合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療における前期高齢者（国保分）については、市町村や県の担当課と連携し、実施に向けた環境整備を検討 後期高齢者については、平成27年度から全保険者で実施しており、市町村や後期高齢者医療広域連合等と連携しながら実施を支援
国保連システム活用・指導監査	<p>【指導監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県（各広域振興局等）が実施している集団指導において、保険者の同席を促し、ノウハウを伝達できるよう、県庁と各広域振興局等の連携を促進

第11 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

被災した高齢者が安心して地域で生活できるよう、孤立化を防止するための見守りや高齢者自らが新たな生きがいを見出すことができる仕組みづくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を支援します。

1 被災高齢者等の孤立化防止と見守りの支援

被災した高齢者を対象とする見守り体制の構築や、震災以降、機能回復しつつある沿岸部の市町村・地域包括支援センターの業務実施を支援します。

現	状
○ 東日本大震災津波から6年が経過し、災害公営住宅の建設が進み、応急仮設住宅等から災害公営住宅等への移行が進み、応急仮設住宅等で生活する被災者の方々は減少していますが、依然として約1万人の方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされています。 また、災害公営住宅等恒久住宅への移行に伴い、 <u>応急仮設住宅の集約等も進んでいます。</u>	
○ 応急仮設住宅等入居者数の推移（平成29年8月現在） 「主な取組みの進捗状況・いわて復興インデックス（平成29年8月）」 最大3,728人のうち、現在10,671人（△33,057人 最大時期の24.4%）	
○ 災害公営住宅等の整備状況（平成29年8月現在） 「主な取組みの進捗状況・いわて復興インデックス（平成29年8月）」 計画戸数5,964戸のうち、整備済み4,928戸（進捗率82.6%）	
○ 市町村の要望に応じて応急仮設住宅等における高齢者サポート拠点を7市町、20箇所 で運営（平成29年4月1日現在）しており、応急仮設住宅内の見守りや支援を要する 高齢者等への総合相談、デイサービス、地域交流サロン等、集会所等を活用し、住民同 士の交流を図ることのできる取組を行っています。	
○ 市町村職員、支援員、自治会役員等を対象とした研修を実施しながら各市町村の課題 を把握し、応急仮設住宅、みなし仮設住宅等から災害公営住宅、自力再建した住宅への 移行後の新たなコミュニティ形成を支援しています。	
○ グループホーム型仮設住宅が県内3か所で運営されており、一人暮らしに不安を抱え る高齢者の方々が総合相談、生活支援、配食サービス等のサポートを受けて生活してい ます。	

課 題	今 後 の 取 組
<p>○ 災害公営住宅へ移行した高齢被災者について、不慣れな生活環境の中で、孤立化を防止する必要があります。 また、引き続き応急仮設住宅に居住している高齢被災者について、入居者の減少に伴う自治会等の弱体化による、孤立化を防止する必要があります。</p> <p>○ 応急仮設住宅やみなし仮設住宅等から災害公営住宅等への移行時に、新たなコミュニティの形成が必要となることから、被災者と地域住民の交流を促し、災害公営住宅も含めた地域支え合いができる関係づくりへの支援が必要です。 また、応急仮設住宅等で生活する方々への移行支援が必要です。</p> <p>○ 支援する側のこころのケアや、対人援助技術の向上が必要です。</p> <p>○ <u>高齢者サポート拠点及びグループホーム型仮設住宅の集約等も見据え、被災地の高齢者が安心して暮らすことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。</u></p>	<p>○ 高齢者サポート拠点運営費補助、運営スタッフへの研修等により、市町村の取組を支援します。</p> <p>○ 災害公営住宅や自力再建した住宅へ移行する被災者のコミュニティ形成を行うための市町村の体制づくりを支援します。</p> <p>○ 災害公営住宅等に移行した高齢者を、地域住民が見守り、支えるための研修を実施するとともに、災害公営住宅内外の地域住民同士が気軽に集える場づくりを支援します。</p> <p>○ 震災以降、機能回復しつつある沿岸市町村の地域包括支援センターに対し、県高齢者総合支援センターと連携し、業務支援を行います。</p> <p>○ <u>被災地における「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村の取組を支援します。</u></p>

保険者機能強化への支援の取組
<p>○ <u>高齢者サポート拠点運営費補助、運営スタッフへの研修等により、市町村の取組を支援します。</u></p> <p>○ <u>災害公営住宅や自力再建した住宅へ移行する被災者のコミュニティ形成を行うための市町村の取組を支援します。</u></p> <p>○ <u>震災以降、機能が回復しつつあるものの完全復旧には至っていない沿岸市町村の地域包括支援センターに対し、県高齢者総合支援センターと連携し、業務支援を行います。</u></p> <p>○ <u>被災地における「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村の取組を支援します。</u></p>

2 被災高齢者等の生きがいつくりや健康づくりへの支援

被災した高齢者を対象とする介護予防教室を実施するとともに、生きがいつくり、健康づくりを目的とした地域住民の自主的な活動を支援します。

現 状
○ 被災高齢者等の生活機能低下等を防止するため、県、市町村及び関係団体が連携して生きがいつくりや健康づくり等に取り組んでいます。

課 題	今 後 の 取 組
○ 被災高齢者等の生活機能低下等を防止するため、災害公営住宅や応急仮設住宅等における、高齢者等の生きがいつくりや健康づくりが必要です。	<p>○ 災害公営住宅や応急仮設住宅内の集会所等を活用し、地域住民を含めた高齢者が気軽に参加できる介護予防教室、ふれあい運動教室を市町村とともに開催し、高齢者の地域との交流の活性化や新しいコミュニティでの生きがいつくりを促進します。</p> <p>○ 介護予防教室等の取組を通じ、地域住民による自主活動のグループや、地域のコミュニティの核となる地域のリーダーの育成を支援します。</p> <p>○ 県リハビリテーション支援センター及びリハビリテーション職能団体等が連携し、沿岸被災地のリハビリテーション従事者向け研修会を開催するなど、被災地の地域リハビリテーション活動を支援します。</p>

保険者機能強化への支援の取組
○ <u>災害公営住宅や応急仮設住宅内の集会所等を活用し、地域住民を含めた高齢者が気軽に参加できる介護予防教室、ふれあい運動教室を市町村とともに開催し、被災高齢者の地域住民との交流の活性化や新しいコミュニティでの生きがいつくりを促進します。</u>
○ <u>介護予防教室等の取組を通じ、地域住民による自主活動のグループや、地域のコミュニティの核となる地域のリーダーの育成を支援します。</u>

第12章 連携体制の構築等

高齢者介護・福祉施策を円滑に推進するため、関係団体や市町村等との連携、調査研究などを推進します。

1 市町村・関係団体等との連携体制

本計画に基づく施策の推進に当たっては、県が主体となって、市町村のほか、保健・医療・福祉関係者、事業者及び県民が連携・協力し合いながら、地域において、それぞれ役割を分担し参画していきます。

また、県はPDCAサイクルを活用して、保険者支援の機能を強化していきます。

(1) 県の役割

今 後 の 取 組

- 県は、保険者によるデータに基づく地域課題の分析と、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標の介護保険事業計画への記載、当該目標の達成状況についての適切な指標による評価・公表などの取組について支援するとともに、保険者支援の取組に係る実績の評価などを実施し、PDCAサイクルを活用して保険者の取組を支援する機能を強化していきます。
- 県は広域的な観点から、各高齢者福祉圏域のサービス水準等を踏まえ、県高齢者福祉・介護保険推進協議会等の助言を得ながら、各市町村の方針を尊重しつつ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の適切な推進、達成を支援します。
- 広域振興局及び保健所は、各種介護・福祉情報の提供や一定水準の介護・福祉サービスを確保するための助言指導など、圏域内の総合的な連絡調整を行います。
- 県は、本計画の推進のため、各地域における医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、リハビリ関係団体等との連携により、必要な医療サービスの確保と医療との連携による効果的な介護・福祉サービスの提供を促進します。
- 公的な介護・福祉サービスとの連携のもと、地域に密着した介護・福祉サービスが提供できるよう、社会福祉協議会や各種保健医療福祉団体との一層の連携強化と活動の支援を行います。
- 市町村が単独で行うことが困難な広域的又は専門的・技術的な事業の実施を支援するとともに、必要な助言を行います。
- 県民の多様な介護・福祉ニーズにきめ細かく対応するため、ボランティアやNPOなどの住民参加型の活動が活発に展開されるよう、公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営する「いわて保健福祉基金」により活動基盤の整備などを支援します。

- 地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保のため必要な取組を行うとともに、県民等を対象に地域包括ケアシステムへの理解を促進します。

保険者機能強化への支援の取組

- 県は、地域課題を分析し、地域の実情に即して高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を定めるとともに、実績評価と評価結果の公表を行うなど、PDCAサイクルを活用して保険者支援の機能を強化していきます。

(2) 市町村の役割

今 後 の 取 組

- 市町村は、地域課題を分析し、地域の実情に即して高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を定めるとともに、実績評価と評価結果の公表を行うなど、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化していくことが求められます。
- 市町村は、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの運営、高齢者虐待の防止、地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業所の指導監督などを通じて、住民に最も身近な総合的な行政主体として、高齢者が安心して生活できる地域づくりを目指すことが求められます。
- 住民のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤を整備するとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアのまちづくりを深化・推進することが求められます。
- 民間サービス事業者の参入が進みにくい地域・サービスについては、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等関係機関と連携しながら、地域住民への普及啓発を行うなど、住民自らが高齢者の生活を支援する活動へ参画する機運を高めていくことが求められます。

(3) 県民・サービス事業者の役割

今 後 の 取 組

- 県民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めることが求められます。
- 県民及びサービス事業者は、県及び市町村が本計画に基づき実施する施策が実効性のあるものとなるように、協力することが求められます。

- 県民は、様々な情報交換の場や社会貢献活動、介護予防事業などに自発的・自主的に参加し、高齢者も含め各主体が役割を持ちながら、地域で支え合う組織づくりに取り組むことが求められます。
- サービス事業者は、行政と連携し、利用者の視点に立って、切れ目のない医療及び介護の提供体制を確保し、良質な医療・介護サービスを提供することが求められます。
- サービス事業者は、介護サービスの質の向上に向けた職員研修や、虐待防止等の権利擁護の推進、苦情への適切な対応に取り組むことが求められます。
- サービス事業者は、人材の確保及び定着が重要であることから、キャリアアップの支援や魅力ある職場づくり等に取り組んでいくことが求められます。

2 介護・福祉に関する調査・研究の推進

大学、関係団体、NPO等と連携し、介護や福祉をはじめ高齢化社会への対応に関連した調査・研究に積極的に取り組み、高齢者の実態に即した施策の実施に反映させます。

今 後 の 取 組

- 公立大学法人岩手県立大学、公益財団法人いきいき岩手支援財団、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会等と連携しながら、高齢者等の生活状況や意識、高齢者をめぐる状況や実態等を把握し、施策・事業に活かしていきます。